

第3節 国際機関

1 国際機関に対する政府開発援助実績

図表Ⅲ-62 主要援助国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額の割合

(支出純額ベース、2か年平均、単位:%)

国名	暦年 平均	1999/2000年 平均	2000/2001年 平均	2001/2002年 平均	2002/2003年 平均	2003/2004年 平均	2004/2005年 平均
日 本		21.1	26.2	26.0	28.3	31.2	26.0
米 国		25.4	26.6	23.7	14.8	14.2	12.3
フ ラ ン ス		28.6	34.7	35.9	30.7	31.4	30.8
ド イ ツ		43.4	44.7	40.1	39.0	44.9	36.0
イ タ リ ア		74.0	72.7	63.4	56.6	63.9	60.6
英 国		37.5	41.3	35.5	34.3	35.0	27.6
カ ナ ダ		32.4	28.0	23.7	29.4	27.9	24.1
D A C 平 均		30.9	33.0	31.5	28.9	29.9	26.7

出典:DAC議長報告

* EBRDへの出資・拠出額を除く。

図表Ⅲ-63 国際機関に対する政府開発援助実績の推移

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

国際機関名	暦年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
1. 国際機関贈与		689.6	697.0	813.3	1,598.4	1,025.2	1,047.80	1,152.2	1,523.9	1,378.4	807.1
(1) 国連諸機関		616.5	627.9	727.7	1,304.3	844.1	832.1	865.7	1,242.8	1,070.8	587.7
(2) その他機関		73.1	69.1	85.6	294.1	181.1	215.7	286.5	281.1	307.6	219.4
2. 国際機関出資等		2,133.1	1,428.6	913.6	2,180.2	1,422.8	1,585.50	1,472.3	1,541.2	1,420.5	3,070.8
(1) 世界銀行グループ		1,539.7	806.9	268.0	1,152.9	871.0	1,123.5	916.5	1,034.9	896.9	2,575.6
(2) その他		593.4	621.7	645.6	1,027.3	551.8	462.0	555.8	506.3	523.6	495.2
合 計		2,822.7	2,125.6	1,726.9	3,778.7	2,448.1	2,633.3	2,624.5	3,065.1	2,798.9	3,877.9
ODA全体に占める比率		30.0	19.8	13.9	27.7	24.3	27.9	28.7	33.7	20.8	34.1

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 EBRD向け実績を含む。

*3 政府開発援助全体に占める比率の算出に際しては東欧およびEBRD向け援助実績を除く。

図表Ⅲ-64 主要援助国の国際機関に対する拠出金・出資金等の実績(上位5か国)

		2005			2006		
		国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
1	国連食糧農業機関 (FAO)	1 米 国	22.0	82,941	1 米 国	22.0	85,118
		2 日 本	19.6	73,893	2 日 本	19.9	76,831
		3 ド イ ツ	9.8	36,946	3 ド イ ツ	8.8	34,183
		4 フ ラ ン ス	6.5	24,505	4 英 国	6.3	24,181
		5 英 国	5.6	21,112	5 フ ラ ン ス	6.2	23,798
2	国連世界食糧計画 (WFP)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1 米 国	44.0	1,216,126	1 米 国	41.5	1,123,447
		2 E C	9.5	263,940	2 E C	9.8	265,762
		3 日 本	5.8	160,528	3 カ ナ ダ	5.5	149,414
		4 カ ナ ダ	5.5	152,085	4 英 国	3.7	100,372
		5 英 国	4.2	116,281	5 オ ラ ン ダ	3.0	79,985
3	国連教育科学文化機関 (UNESCO) (*1)	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
		1 米 国	22.0	67,100	1 米 国	22.0	67,100
		2 日 本	19.6	59,780	2 日 本	19.6	59,780
		3 ド イ ツ	8.7	26,535	3 ド イ ツ	8.7	26,535
		4 英 国	6.2	18,910	4 英 国	6.2	18,910
		5 フ ラ ン ス	6.1	18,605	5 フ ラ ン ス	6.1	18,605
4	国連工業開発機関 (UNIDO)	国名	シェア(%)	分担額(千ユーロ)	国名	シェア(%)	分担額(千ユーロ)
		1 日 本	22.0	16,586	1 日 本	22.0	16,586
		2 ド イ ツ	12.6	9,503	2 ド イ ツ	12.6	9,503
		3 英 国	8.9	6,722	3 英 国	8.9	6,722
		4 フ ラ ン ス	8.8	6,616	4 フ ラ ン ス	8.8	6,616
		5 イ タ リ ア	7.1	5,360	5 イ タ リ ア	7.1	5,360
5	国連児童基金 (UNICEF)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1 米 国	26.7	124,000	1 米 国	27.0	125,730
		2 スウェーデン	11.8	54,852	2 スウェーデン	12.5	57,948
		3 ノルウェー	10.2	47,254	3 ノルウェー	10.1	46,948
		4 オ ラ ン ダ	7.9	36,869	4 オ ラ ン ダ	7.9	36,632
		5 英 国	7.5	34,855	5 英 国	7.6	35,547
		7 日 本	5.0	23,000	7 日 本	4.4	20,500
6	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1 米 国	29.5	322,711	1 米 国	30.4	329,340
		2 日 本	8.6	94,518	2 E C	7.4	79,570
		3 E C	7.9	86,129	3 日 本	7.0	75,149
		4 スウェーデン	7.8	85,199	4 スウェーデン	6.0	68,059
		5 オ ラ ン ダ	7.0	76,476	5 オ ラ ン ダ	6.0	66,671
7	国連人口基金 (UNFPA)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1 オ ラ ン ダ	21.6	75,925	1 オ ラ ン ダ	20.9	75,242
		2 スウェーデン	13.9	48,681	2 スウェーデン	15.3	55,174
		3 ノルウェー	10.8	37,793	3 ノルウェー	11.3	40,830
		4 日 本	10.7	37,491	4 英 国	10.5	37,739
		5 英 国	10.4	36,469	5 日 本	9.2	33,257
8	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1 E C	23.1	123,041	1 E C	25.1	143,253
		2 米 国	20.2	108,000	2 米 国	24.0	137,000
		3 スウェーデン	7.3	39,077	3 スウェーデン	7.2	41,188
		4 ノルウェー	5.9	31,339	4 カ ナ ダ	4.9	27,727
		5 日 本	5.6	30,101	5 英 国	4.8	27,088
					8 日 本	2.4	13,864

		2005			2006		
9	国連開発計画 (UNDP)	国 名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	国 名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1 オ ラ ン ダ	12.1	111,875	1 オ ラ ン ダ	12.32	113,771
		2 ノ ル ウ ェ ー	11.8	108,913	2 ス ウ ェ ー デ ン	11.80	108,969
		3 米 国	11.4	105,000	3 ノ ル ウ ェ ー	11.69	107,988
		4 ス ウ ェ ー デ ン	10.8	99,399	4 米 国	11.38	105,172
		5 日 本	8.9	82,432	5 英 国	9.85	91,007
10	世界保健機関 (WHO) (*3)	国 名	シェア(%)	分担額(千ドル)	国 名	シェア(%)	分担額(千ドル)
		1 米 国	22.0	96,110	1 米 国	22.0	101,421
		2 日 本	19.5	83,565	2 日 本	19.5	86,937
		3 ド イ ツ	8.7	37,182	3 ド イ ツ	8.7	38,682
		4 英 国	6.1	26,300	4 英 国	6.1	27,361
		5 フ ラ ン ス	6.0	26,507	5 フ ラ ン ス	6.0	28,287

		2006		
11	国際復興 開発銀行 (IBRD)	国 名	シェア(%)	出資額(百万ドル)
		1 米 国	16.8	31,965
		2 日 本	8.1	15,321
		3 ド イ ツ	4.6	8,734
		4 英 国	4.4	8,372
		4 フ ラ ン ス	4.4	8,372
12	国際開発 協会 (IDA)	国 名	シェア(%)	出資額(百万SDR)
		1 米 国	13.8	1,947.19
		2 英 国	13.2	1,862.34
		3 日 本	12.2	1,729.52
		4 ド イ ツ	8.2	1,163.23
		5 フ ラ ン ス	7.1	1,004.99
13	国際通貨 基金 (IMF)	国 名	シェア(%)	出資額(百万SDR)
		1 米 国	17.1	37,149
		2 日 本	6.1	13,313
		3 ド イ ツ	6.0	13,008
		4 フ ラ ン ス	4.9	10,739
		4 英 国	4.9	10,739
14	アジア 開発銀行 (ADB)	国 名	シェア(%)	出資額(千ドル)
		1 日 本	16.0	3,330,793
		1 米 国	16.0	3,330,793
		3 中 国	6.6	1,375,239
		4 イ ン ド	6.5	1,351,172
		5 オーストラリア	6.0	1,234,940
15	アジア 開発基金 (ADF)	国 名	シェア(%)	出資額(千ドル)
		1 日 本	35.0	1,178,100
		2 米 国	13.7	461,000
		3 オーストラリア	6.5	218,453
		4 英 国	6.0	201,960
		5 ド イ ツ	5.8	194,555
16	アフリカ 開発銀行 (AfDB)	国 名	シェア(%)	出資額(千ドル)
		1 米 国	9.9	842,337
		2 南アフリカ共和国	9.2	781,847
		3 日 本	8.1	693,683
		4 ド イ ツ	6.2	524,731
		5 ナイジェリア	6.1	517,696
17	アフリカ 開発基金 (AfDB)	国 名	シェア(%)	出資額(千ドル)
		1 フ ラ ン ス	9.2	458,322
		2 米 国	8.5	422,100
		3 英 国	7.5	373,632
		4 日 本	6.7	332,875
		5 ド イ ツ	6.6	329,287

*1 主な分担金。基金等への拠出は除く。

*2 主な拠出金。

*3 WHOの財務規則により、各国の分担率に対する分担額が変わることがある。

2 主な国際機関の概要と実績

① 国際連合 (UN:United Nations)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1945年に発足。日本は1956年に加盟。2005年に創設60周年を迎えた。

● 経緯・目的

国際連合は、1944年8月から10月まで中国、ソ連、英国、米国の代表によりワシントンのダンバートン・オークスにおいて開かれた会議でその輪郭が形成された。国連憲章は、1945年4月から6月まで連合国50か国の代表がサンフランシスコに会合し起草され、同年6月26日、調印された。さらに同年10月24日、5大国とほかの署名国の過半数が同憲章を批准し、国連は正式に発足した。

国連の目的は、①国際の平和および安全を維持すること、②人民の同権および自決の原則の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係を発展させること、③経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成すること、④これらの共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和するための中心となること一である。

2. 機 構

国連の主要機関は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所および事務局により構成される。そのうち、総会、安全保障理事会、経済社会理事会の概要は以下の通り。

● 総 会

総会は全加盟国の代表によって構成される国連の主要な審議機関である。総会は、国連憲章の範囲内にある問題、または国連憲章に規定する機関の権限および任務に関する問題について討議し、安全保障理事会が憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争または事態について遂行している間を除き、加盟国もしくは安全保障理事会またはこの両者に対して勧告することができる。各国が1票を持ち、表決は国際の平和と安全の維持に関する勧告、新加盟国の承認、予算問題など重要問題には出席しかつ投票する構成国の3分の

2の多数が必要であるが、その他の問題は出席しかつ投票する構成国の単純多数決による。

● 安全保障理事会

安全保障理事会は、国際の平和及び安全の維持について主要な責任を負う機関である。その主な任務は、紛争当事者に対して、紛争を平和的手段によって解決するよう要請、あるいは適当と認める解決条件を勧告すること、事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請すること、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持と回復のために勧告を行うこと、経済制裁などの非軍事的強制措置および軍事的強制措置を決定すること、等である。中国、フランス、ロシア、英国、米国の常任理事国5か国および任期2年の非常任理事国10か国で構成される。理事国はそれぞれ1票を持ち、手続き事項の決定には少なくとも9か国の賛成が必要であり、実質事項の決定には常任理事国全5か国を含む9か国の賛成が必要である。

● 経済社会理事会

経済社会理事会は、国連、専門機関等諸機関の経済的、社会的活動を調整する機関である。経済社会理事会は、経済、社会、文化、教育、保健、人権・人道等の分野について、各機関から報告を受け、これらの事項について、総会、加盟国および関係専門機関（国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）等19機関）に勧告し、右勧告を通じて専門機関の活動を調整することを主な任務としている。理事会は3年の任期を持つ54か国の理事国で構成される。表決は単純多数決で、各理事国は1票を持つ。

3. 日本との関係

● 安全保障理事会および経済社会理事会における日本の位置づけ

日本は1958～1959年、1966～1967年、1971～1972年、1975～1976年、1981～1982年、1987～1988年、1992～1993年、1997～1998年、2005～2006年と、現在

までに合計9回非常任理事国を務めた(ブラジルと並び全加盟国中最多回数)。安保理理事国15か国は、英語のアルファベット順で1か月ごとの輪番で議長国を務めることになっており、例えば直近では、日本は2006年10月に議長国を務めた。

経済社会理事会においては1960年に初めて理事国となって以降、1960～1965年、1968～1970年、1972～1980年、1982～2005年、2006～2008年と、現在まで合計15期理事国を務めている。

● 邦人職員

国連事務局の専門職以上の邦人職員は、108名(衡平な地理的配分の原則が適用されるポスト。全体の4.0%、2007年6月末現在)である。赤阪広報担当事務次長ほか活躍している。

● 日本の財政負担

日本は国連の通常予算に対し、2008年16.624%(約3億410万ドル)、2007年16.624%(約3億3,260万ドル)の分担金を負担。

● 通常分担金(上位10か国)

(単位:%、百万ドル)

順位	2007年			2008年		
	国名	分担率	分担額	国名	分担率	分担額
1	米 国	22.000	493.2	米 国	22.000	453.3
2	日 本	16.624	332.6	日 本	16.624	304.1
3	ド イ ツ	8.577	171.6	ド イ ツ	8.577	156.9
4	英 国	6.642	132.9	英 国	6.642	121.5
5	フランス	6.301	126.1	フランス	6.301	115.2
6	イタリア	5.079	101.6	イタリア	5.079	92.9
7	カナダ	2.977	59.6	カナダ	2.977	54.5
8	スペイン	2.968	59.4	スペイン	2.968	54.3
9	中 国	2.667	53.4	中 国	2.667	48.8
10	メキシコ	2.257	45.2	メキシコ	2.257	41.3
	その他	23.908	478.2	その他	23.908	200.1
	合 計	100.000	2,053.8	合 計	100.000	1,880.0

4.より詳細な情報

● 書籍等

国際連合の基礎知識(国際連合広報局国際連合広報センター監訳(世界動き社発行)2,400円+税)

● ホームページ

国際連合本部 <http://www.un.org>

国際連合広報センター

<http://www.unic.or.jp>

外務省国際機関人事センター

<http://www.mofa-irc.go.jp>

② 国連食糧農業機関 (FAO:Food and Agriculture Organization of the United Nations)

1.設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 設立の経緯および目的

FAOは、1943年に開催された連合国食糧農業会議で、食料・農業に関する恒久的機関として設置が決定された。1945年10月16日に、FAO設立の根拠となる、FAO憲章署名のためおよびFAO第1回総会開催のための連合国代表会議が開催され、連合国34か国の署名によりFAO憲章が発効した。

FAOは人類の栄養および生活水準の向上、食料および農産物の生産、流通および農村住民の生活条件の改善により、拡大する世界経済への寄与を通じて、世界の食料安全保障を達成し、人類を飢餓から解放することを目的として活動している。2007年4月現在で189か国およびECが加盟している(なお、ここでいう「農

業」は、林業、水産業を含み、以下、特別に断りがない場合は同様)。

● 主な機能

- (1) 国際的な検討の場の提供(総会、国際会議の開催等)
- (2) 国際条約等の執行機関(国際植物防疫条約 IPPC、食糧農業植物遺伝資源に関する国際条約等)
- (3) 世界の食料・農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達
(各種統計資料、世界農業白書、世界食料情報・早期警報システム(GIEWS)等)
- (4) 開発途上国に対する技術助言、技術協力(フィールド・プロジェクトの実施等)

2. 事業の仕組み

● 概 要

FAOの活動の財源は、加盟国の義務的分担金により賄われる通常予算と、各加盟国の任意拠出金およびUNDP資金等による信託基金からなる。このうち、通常予算は主として職員の給与、会議の開催、食料・農業に関する調査分析、情報の収集・伝達、各国政府に対する助言、フィールド事業の管理・支援等に向けられ、信託基金は、主にフィールド・レベルの技術協力等に利用されている（一部のフィールド事業は通常予算によっても実施される（3. ● 主要な事業参照））。

● 意思決定

FAOの最高意思決定機関は、各加盟国の代表により構成され、2年に1度開催される総会である。総会会期以外の期間においては、総会で選出された49か国の理事国で構成される理事会が、その執行機関として総会に代わって活動するほか、総会に付託する必要のない事項についての決定などを行う仕組みとなっている。

通常予算はFAO事務局長の提案に基づき、2年を1期とする事業年度ごとに総会で決定される。また、信託基金で行われるフィールド事業等については、FAO事務局が個別の案件を提案し、事業ごとに援助国側の判断により拠出が決定される。

● 事業運営

通常予算については、定められた項目別に事務局が事業を実施する。事業運営および実施状況については、技術的問題に対処するために設置された8つの常設委員会（計画、財政、憲章、農業、林業、水産、商品問題および世界食料安全保障）で審議され、理事会、総会に報告がなされる。

一方、信託基金については、FAO事務局が作成した事業計画案について援助国とFAO事務局の間で約束文書を取り交わした上で実施に移される。事業開始後は、事業の進行状況について定期的に援助国に報告されるとともに、FAO事務局との調整の場が適宜もたれる。また、事業終了時には評価ミッションが送られ、その成果につき確認と報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 活動概要

FAOの機能を大きく分けると、①食料・農業に関する国際的な検討の場の提供、②国際条約等の執行機関、③世界の農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達、④開発途上国に対する技術助言、技術協力—の4点であり食料・農業に関する広範な活動を展開している。

● 主要な事業

2006～2007年の通常予算によるFAO事業予算計画の分野別内訳は、組織運営等経費が154百万ドル（通常予算総額の20%、以下同）、農業・林業・水産業に関連する具体的な取組を通じた「持続可能な食料農業システム」に関連する経費が210百万ドル（27%）、統計情報の提供、広報活動の実施等を通じた「知識交換・政策・普及」に関連する経費が189百万ドル（25%）、国連機関との連携、現場組織による取組、技術協力事業の実施等を通じた「分権化・国連システムとの協力」に関連する経費が213百万ドル（28%）となっている。

持続可能な食料農業システムに関する活動のうち、農業分野の主な取組としては、IPPC事務局運営、FAO/WHO合同食品規格計画（Codex委員会）運営、越境性動物疾病（鳥インフルエンザ等）対策等に係る事業が挙げられる。また、林業分野については、森林資源および林産物の評価・モニタリング・報告業務、林業知識情報センター等の事業が、水産分野については、「責任のある漁業のための行動規範」の実施、水産資源の保存・管理・モニタリング業務、養殖のための保全・管理・モニタリング、水産業の統計情報の提供等の事業が挙げられる。

● FAO事業予算計画（通常予算）の分野別内訳

（単位：百万ドル）

分 野	2006～2007
組 織 運 営 等	154
持 続 可 能 な 食 料 農 業 シ ス テ ム	210
知 識 交 換 ・ 政 策 ・ 普 及	189
分 権 化 ・ 国 連 シ ス テ ム と の 協 力	213
合 計	766

* 予算ベース。2006～2007年から、予算項目の構成は変更されている。

● 技術協力計画 (TCP) の地域別実績

FAOでは、上記のとおり開発途上国に対し直接技術協力等を行っており、その大部分は外部資金により行われているが、通常の予算の中でも、開発途上国の要請に迅速かつ柔軟な対応を図るため、技術協力計画 (TCP) として、比較的短期、小規模のフィールド事業を行っている。TCPは2006～2007年事業予算計画 (通常予算) では約104百万ドルの予算となっている。

		2002～2003	2004～2005
全体額(百万ドル)		141.1	99.0
内訳 (%)	アフリカ	45.8	31.4
	アジア・太平洋	20.7	24.7
	欧州	6.9	9.1
	ラテンアメリカ・カリブ諸国	15.3	20.9
	中東	10.1	9.7
広域地域		1.2	4.2

4. 日本との関係

● 加盟および日本の位置

日本は、1951年11月の第6回総会において加盟が承認された。日本は食料・農業問題を積極的に取り組むべき地球規模の課題の1つととらえ、FAOの各種事業・活動に積極的に協力・貢献してきており、資金面においても米国に次ぐ第2位の分担金を負担している。また、アジア太平洋地域における数少ない先進国であることから、FAOにおける日本の役割は極めて大きなものとなっている。

さらに、日本は、1954～1961年および1965年以降現在まで理事国を務めていることに加え、2005年11月に開催された第130回理事会における選挙により財政委員会のメンバーに選出されている。

● 事務局における邦人職員

FAOには、2006年末現在で3,084人の職員が働いている。そのうち、邦人職員数は2007年1月現在で49人 (専門職以上) であり、FAO本部の水産局長 (ADG) として野村一郎氏が2000年4月から、事務局長官房戦略企画部長 (D2) として遠藤保雄氏が2006年11月から活躍している。

● 財政負担

2006～2007年の通常予算の総額は約7億6,570万ドル (分担金総額7億7,380万ドル) となっている。ち

なみに2006年の日本の分担額は、約3,506万ドルおよび約3,511万ユーロ (2004年から通貨別支払、分担率19.858%) となっている。

また、日本は、1980年以来、FAOが行うフィールド事業等を支援するため、任意の資金拠出を行ってきた。2006年度には、開発途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業、アジア地域の農業分野における復興支援事業 (津波復興)、アジア地域における食品安全・動植物検疫関連支援事業、アジア持続可能な森林経営モニタリング・評価・報告強化事業、持続可能な開発に関する世界サミット・フォローアップ事業等のフィールド事業の実施や、準専門家の派遣のために、総額約10.3百万ドルを拠出した。

● 通常分担金 (上位10か国)

(単位: %, 千ドル)

順位	2006年			2007年		
	国名	分担率	分担額	国名	分担率	分担額
1	米 国	22.000	85,118	米 国	22.000	85,118
2	日 本	19.858	76,831	日 本	19.858	76,831
3	ド イ ツ	8.835	34,183	ド イ ツ	8.835	34,183
4	英 国	6.250	24,181	英 国	6.250	24,181
5	フランス	6.151	23,798	フランス	6.151	23,798
6	イタリア	4.983	19,279	イタリア	4.983	19,279
7	カナダ	2.869	11,100	カナダ	2.869	11,100
8	スペイン	2.571	9,947	スペイン	2.571	9,947
9	中 国	2.094	8,102	中 国	2.094	8,102
10	メキシコ	1.921	7,432	メキシコ	1.921	7,432
	合 計	100.000	386,900	合 計	100.000	386,900

* FAOの会計年度は2年であり、2006～2007年度の分担金総額は773,800千ドル。

5. より詳細な情報

● 書籍等

FAOでは、世界の食料情勢の報告として「世界食料農業白書」などを発行している。また、食料、農業、林業、水産業および栄養に関する統計については、印刷物以外にFAOのホームページでも情報提供されている。

● ホームページ

<http://www.fao.org>

③ 国連世界食糧計画 (WFP:World Food Programme)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1961年設立、1962年より本格的に活動開始。日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきている。

● 経緯・目的

WFPは、1961年の第16回国連総会決議1714 (XVI) および第11回FAO総会決議1/61により、多数国間食料援助に関する国連およびFAOの共同計画として設立が決議され、1963年より本格的に活動を開始した。

設立の目的は、①食料援助を通じた経済・社会開発の支援、②難民とその他の緊急・恒久的食料需要に対する支援、③世界の食糧安全保障の推進。

2. 事業の仕組み

● 概 要

WFPは、①緊急食料支援事業、②中期救済復興事業、③開発事業、④特別事業において主として食糧を通じて支援を実施している。具体的には、干ばつ・洪水等の自然災害による被災民や紛争・内戦等による難民・避難民に対する食糧配給、教育へのアクセス向上を支援する学校給食などの「Food for Education (FFE)」や研修への対価として食糧を配給する「Food for Training (FFT)」、労働の対価として食糧を配給する「Food for Work (FFW)」を通じたコミュニティでのインフラ整備などを実施している。

● 審査・決定プロセス

年次会合および年2回開催される執行理事会において、活動計画・予算・行財政問題等を審議の上決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

各事業計画に基づき、WFP現地事務所が他の国連機関、現地政府、地元コミュニティ、NGO等と連携しながら事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2006年のWFPの活動規模は約29億ドルであり、約400万トンの食糧を世界78か国約8,780万人の受益者

に配給した。

WFPの活動の中心は食糧配給であるが、近年は、FFE、FFT及びFFWなどを通じた個人及びコミュニティのキャパシティ・ビルディングに加え、気候変動対策としてのインフラ整備や植林、食糧の現地調達を通じた小規模農家支援に取り組んでいる。

● 地域別実績

(単位:千ドル)

地 域	2005年	2006年
サブ・サハラ・アフリカ	2,042,906	1,761,907
アジア	516,237	474,125
ラテンアメリカ・カリブ諸国	73,477	71,984
北アフリカ・中東	84,076	91,333
東ヨーロッパ・CIS	35,874	32,044
その他	139,831	233,601
合 計	2,892,401	2,664,994

出典:WFP事務局資料

● 分野別実績

(単位:千ドル)

分 野	2005年	2006年
開 発 援 助	258,884	268,210
中 期 救 済 復 興 援 助	1,236,669	1,233,282
緊 急 援 助	1,046,223	729,025
そ の 他	350,625	434,476
合 計	2,892,401	2,664,993

出典:WFP事務局資料

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

WFPの運営は、国連経済社会理事会またはFAO理事会から選出された36か国からなる「執行理事会」(Executive Board)の下で、援助計画案の審査・承認、WFP運営上の必要な措置の決定、事務局予算の承認が行われ、日本はWFP発足以来理事国として参加している。

● 邦人職員(邦人職員の全体に占める割合および幹部職員)

WFPの専門職以上の邦人職員は、2007年3月31日現在50名(全体の約3.6%、WFP全体の専門職以上の職員数は2006年12月末時点でJPOを含めて1,367名)

であり、^{おしどり}忍足賢朗在スーダン・スーダン地域局長(D2)、玉村美保子日本事務所代表(D1)を筆頭にローマの本部および各国・地域事務所において活躍している(うちJPOは10名)。

● 財政負担(各国比較等、過去2年間暦年ベース)

日本は、WFPの活動を高く評価し拠出を行っており、その額は2005年度が約1億6,054万8,000ドル(全体の5.8%)となっており、2006年度は7,228万3,000ドル(全体の2.7%)、2005年は米国、ECに次ぐ第3位の援助国であったが、2006年は米国、EC、国連、カナダ、英国、オランダに続く7位にとどまった。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	2006年			2007年		
	国名	拠出額	シェア	国名	拠出額	シェア
1	米 国	1,123,479	41.5	米 国	1,170,909	43.98
2	E C	265,762	9.8	E C	247,737	9.30
3	国 連	161,216	6.0	カ ナ ダ	160,758	6.04
4	カ ナ ダ	149,414	5.5	国 連	143,055	5.37
5	英 国	100,372	3.7	日 本	119,866	4.50
6	オランダ	79,985	3.0	オランダ	75,630	2.84
7	日 本	72,301	2.7	英 国	66,646	2.50
8	オーストラリア	60,506	2.2	ド イ ツ	65,680	2.47
9	ド イ ツ	59,617	2.2	スウェーデン	64,190	2.41
10	スウェーデン	58,520	2.2	オーストラリア	61,332	2.30
	総 額	2,706,959	100.0	総 額	2,662,441	100.0

出典:WFP事務局資料

● 日本の政府開発援助との協調実績

援助の現場レベルで政府資金を利用したジャパン・プラットフォーム参加NGOやその他NGOとの事業連携がある。また、JICAおよび青年海外協力隊との間での協力実績もある。

5.より詳細な情報

● 書籍等

● 年次報告(Annual Report)(英語)

カラー写真入りでWFPの最近の活動を紹介している。例年夏に本部事務局が発行(非売品、ホームページにも掲載あり)。

● 国連WFP協会(JAWFP)ニュースレター(日本語)

日本での広報・募金活動のほか、世界各地でのWFPの活動について紹介するニュースレター(4ページ、WFPと国連WFP協会事務局の共同発行、年3回)。

連絡先:WFP日本事務所 TEL:045-221-2510

● ホームページ

WFP本部(ローマ) <http://www.wfp.org>

WFP日本事務所 <http://www.wfp.or.jp>

WFPホームページからWFPおよび国連WFP協会のニュースを毎週金曜日に登録者に配信するサービスに登録できる。

④ 国連教育科学文化機関

(UNESCO:United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

1.設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1946年11月設立。日本の同機関への資金協力は1951年(日本のUNESCO加盟)以来行われている。

● 経緯・目的

UNESCOは、1945年11月、ロンドンにおいて採択されたユネスコ憲章(1946年11月発効)に基づき、教育、科学、文化における国際協力を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献する国際機関として設立され、1946年12月、国際連合との間に協定を締結し、国際連合と連携関係を持つ国連専門機関となった。

UNESCOの目的は、ユネスコ憲章第1条1項により、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語または宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」と定められている。

2.事業の仕組み

● 概 要

UNESCOは、教育の普及、科学の振興、文化遺産

の保護と活用、情報流通の促進等のために、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

その活動資金は、各加盟国からの分担金、任意拠出金等によって賄われており、2006～2007年(1会計年度は暦年2年間)の通常予算(加盟国の分担金)は約6億1,000万ドル、2005年の通常外予算(加盟国からの任意拠出金等)は約4億9,433万ドル(UNESCO調べ)である。

● 審査・決定プロセス

年に2回開催される執行委員会(58か国で構成)で、次期総会(総会は2年に1度開催)に提出される事務局作成の事業計画案を審議、総会でその事業計画案を承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

4年の任期で選出される事務局長の監督の下、事務局および各地域事務所がこれを実施する。また、UNESCO活動は多数のNGO、学術機関等国际的民間団体によっても支えられている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2002年から2007年までの中期戦略において「共通善の擁護」、「多様性の強化」、「知識の共有促進」を3つの戦略支柱として設定し、各事業領域にまたがる重要テーマとして「貧困撲滅」、「教育、科学、文化の発展および知識社会建設への新情報通信技術の貢献」を設定。これら基本戦略を具体化するために策定された2006～2007年事業予算では、「万人のための基礎教育」、「水科学を通じた水保護」、「世界の文化遺産の保護」等が最優先事業となっている。

2006～2007年の通常予算のうち事業実施に割り当てられている額は3億7,839万ドルである。

● 地域別実績

UNESCOは1996～1997年事業計画から、女性、青年、LDC諸国、アフリカの4つの分野を重点分野としており、地域別ではアフリカ等に重点を置いている。

● 主要な事業

UNESCOの事業予算の分野別の内訳は、教育分野に28.5%、科学分野に22.9%、文化分野に13.4%、情報分野に8.7%が振り分けられている。

日本の協力の主な案件例は、各分野別に以下のとおり(数字は2006年の予算額)。

(1) 教育分野

(イ) 初等教育・識字教育

万人のための教育(EFA)の目標達成のため、識字教育事業、初等教育のカリキュラム開発のための人材養成セミナー等を実施するための「万人のための教育信託基金」に1億100万円拠出。

(ロ) 教育開発協力

アジア太平洋地域諸国における教育制度・内容・方法の革新に協力するために、アジア太平洋地域教育開発計画(APEID)協同センター(帯広畜産大学、宮城教育大学、筑波大学、東京学芸大学、広島大学、国立教育政策研究所等)においてセミナーを開催。

(ハ) 国際理解教育

「ユネスコ協同学校」など、小中高等学校における国際理解教育の促進。

(ニ) HIV/エイズ教育

アジア太平洋地域におけるHIV/エイズ予防教育事業への支援として、「エイズ教育特別信託基金」に650万円拠出。

(ホ) 持続可能な開発のための教育(ESD:

Education for Sustainable Development)

2005年から開始された国連「持続可能な開発のための教育の10年」の提案国としてその主導機関であるUNESCOに貢献するための「持続可能な開発のための教育信託基金」に2億円を拠出。

(2) 科学分野

(イ) 自然・社会科学事業

海洋学分野の研究・観測・訓練活動に貢献するため「西太平洋海域共同調査(WESTPAC)信託基金」に500万円、UNESCOの科学事業「国際水文学計画(IHP)」、「政府間海洋学委員会(IOC)」、「人間と生物圏(MAB)計画」等の事業支援を行うための「ユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業信託基金」に1,800万円を拠出。

なお、IOCを中心にインド洋津波警戒減災システム(IOTWS)構築が進められており、例えば、

2005年、IOCが開催したインド洋諸国のナショナル・アセスメントに日本の寺門家が参加し、技術面で協力を行った。

(ロ) 世界の水問題への取組

ユネスコでは、IHPを通じて世界の水問題に取り組んでおり、日本は2006年3月にユネスコとの連携による「水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM)」を設置し、水災害とそのリスク管理に関する研究、研修、情報ネットワークを推進している。

(3) 文化分野(文化遺産保存事業)

世界の文化遺産や各国の無形文化財の保存のため、「文化遺産保存信託基金」に1億3,764万円(2006年度)、「無形文化財保存振興信託基金」に約2,000万円(2006年度)を拠出している。

(4) その他(人材育成)

UNESCOが行う開発途上国の人材育成事業への協力、最近では、万人のための教育(EFA)目標の達成、「教育」や「水」分野のミレニアム開発目標(MDGs)の実現を目的とした活動等を支援するために、「ユネスコ人的資源開発日本信託基金」に約4億6,300万円(2006年度)を拠出している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNESCO加盟翌年の1952年以来連続して執行委員国を務めており、UNESCOの予算、事業内容の策定過程および管理運営に直接関与している。

● 邦人職員

2007年1月現在66名(すべての財源によるすべてのレベルの職員数)であり、1999年11月に松浦晃一郎氏が第8代事務局長に就任し、2005年10月に再選された。

● 日本の財政負担

2007年においては、日本は第2位の分担金負担国。分担率は16.7%であり、2006年度は分担金として約68.7億円を負担。分担金拠出額第1位は米国、第3位はドイツである。

● 主要分担国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	2006年			2007年		
	国名	分担率	分担額	国名	分担率	分担額
1	米 国	22.000	67,100	米 国	22.000	67,100
2	日 本	19.572	59,695	日 本	16.700	50,935
3	ド イ ツ	8.708	26,559	ド イ ツ	8.617	26,282
4	英 国	6.159	18,785	英 国	6.673	20,353
5	フランス	6.062	18,489	フランス	6.330	19,307
6	イタリア	4.911	14,979	イタリア	5.103	15,564
7	カナダ	2.827	8,622	カナダ	2.991	9,123
8	スペイン	2.533	7,726	スペイン	2.982	9,905
9	中 国	2.063	6,292	中 国	2.679	8,171
10	メキシコ	1.892	5,777	メキシコ	2.268	6,917
	合 計	100.000	305,000	合 計	100.000	305,000

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

- (1) 1989年、日本は人類共通の文化遺産である世界各地の文化遺産の保存・修復等に協力するために「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」を設立し、2006年度末まで累計約4,990万ドルを拠出している。中でもアジアにおける世界的な文化遺産として日本でも広く知られるカンボジアのアンコール遺跡、アフガニスタンのバーミヤン遺跡の保存修復事業等を積極的に推進している。
- (2) 1993年には、人類共通の財産である無形文化財(音楽・舞踊等の伝統芸能、漆芸・陶芸等の伝統工芸および口承文芸等)を保存・振興し、後世に残すため、「ユネスコ無形文化財保存振興日本信託基金」を設立し、2006年度末まで累計約1,182万ドルを拠出している。
- (3) 世界の学生・教員等を対象に相互交流を推進し、国際理解を深めることを目的として、「ユネスコ青年交流信託基金」に3億円を拠出。また、UNESCOが行う開発途上国の人材育成事業に協力するため、2000年に「ユネスコ人的資源開発日本信託基金」を新設し、2005年度末までに累計約4,400万ドルを拠出した。

● 日本の政府開発援助との協調実績

日本は、従来UNESCO総会、同執行委員会等の議論への積極的な参画を通じて、教育、科学、文化、コミュニケーションの各分野での国際協力の実現等に尽力してきているが、特に、重点分野であるEFA目標の実現、水問題への取組、文化遺産の保護の促進等については、UNESCOに設置した各種日本信託基金および二国間援助を通じて、独自の支援を行っている。

また、限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から、UNESCOに拠出している日本信託基金と日本の二国間援助とをうまく組み合わせることにより、相互の補完性を高め、日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。例えば、文化遺産の保護の分野では、アンコール遺跡（カンボジア）、バム遺跡（イラン）等に関し日本信託基金を通じた保存修復事業と二国間援助による機材供与が相乗効果を上

げている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

● UNESCO Courier（年2回刊行をめぐり）

● Copyright Bulletin（季刊）

● Prospects（季刊）

● Museum International（季刊）

● World Heritage Review（季刊）

● ホームページ

UNESCO <http://portal.unesco.org>

（英・フランス・スペイン・ロシア・中国・アラビア語）

（社）日本ユネスコ協会連盟

<http://www.unesco.jp>（日本語、英語）

（財）ユネスコ・アジア文化センター

<http://www.accu.or.jp>（日本語、英語）

⑤ 国連工業開発機関 (UNIDO: United Nations Industrial Development Organization)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1966年の国連総会において開発途上国の工業化を促進することを目的として採択された決議に基づき、1967年1月1日、総会の補助機関として発足。

● 経緯・目的

1985年、UNIDO憲章の発効に同意する旨の通告をした国が80か国以上に達したことにより、1986年1月1日、国連の第16番目の専門機関として独立。

UNIDO憲章によれば、その目的は、経済に関する新たな国際秩序の確立に資するため、開発途上国における工業開発の促進および加速を図ることを主要な目的とする。また、世界的、地域的および国家的規模にて、工業開発および工業協力を推進することである。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNIDOは、開発途上国における持続可能な工業開発を促進するために、2年に1度開催される総会で決定される方針に基づき、技術協力活動を実施している。その活動資金は、UNDPやモンテリオール基金から供与さ

れる資金、工業開発基金 (IDF) やトラスト・ファンドに対する加盟国等の任意拠出金により賄われており、2004年実績は約9,880万ドル、2005年実績は約11,291万ドル、2006年実績は約11,366万ドル。

ただし、事務局の行政経費（人件費、地域事務所運営費、会議開催費等）は、加盟国の分担金である通常予算によって賄われており、2006年、2007年通常予算額はそれぞれ約7,539万ユーロ。

● 審査・決定プロセス

UNIDOは、自らノウハウを有する分野について、開発途上国と協議の上開発ニーズを踏まえて国別の全体的なプログラムを策定しており、これに基づき、被援助国政府および援助国等との協議を踏まえて、具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト実施に際しては、UNIDO本部において、プロジェクト担当官が任命される。担当官には、予算執行権限が付与されており、責任を持ってプロジェクトの実施に当たる。プロジェクト終了時には、評価が行われ、評価結果は関係者協議（UNIDO、被援助国、援助国）によって審査される。

3.最近の活動内容

● 概 要

「持続可能な工業開発」(Sustainable Industrial Development)を基本原則に掲げて、競争力のある経済の実現、環境保全、雇用促進の3分野を重点目標に定めて援助活動を実施している。具体的には、LDC諸国(特にアフリカ地域)を対象として、中小企業支援や投資促進等に関する政策助言や勧告、標準化や基準・認証等の品質管理に関する助言、省エネルギーやクリーナー・プロダクション等の環境保全に資する技術移転、モントリオール議定書の履行などの活動を実施。

● 地域別実績

LDC諸国を中心に技術援助を実施。

(単位:百万ドル)

地 域	2006年
ア フ リ カ	29.9
ア ジ ア ・ 太 平 洋	34.3
ヨ ー ロ ッ パ ・ N I S 諸 国	7.6
ラテンアメリカ・カリブ諸国	22.8
グ ロ ー バ ル ・ 地 域 間	19.0
合 計	113.7

● 主な事業

(単位:百万ドル)

分 野	2006年
工 業 統 治 ・ 統 計	2.0
投 資 ・ 技 術 移 転 促 進	17.7
工 業 競 争 力 ・ 貿 易	8.7
中 小 企 業 家 開 発	7.8
農 業 関 連 産 業 支 援	11.8
エ ネ ル ギ ー ・ 気 候 変 動	6.4
モントリオール・プロトコル	42.0
環 境 管 理	16.7
そ の 他	0.8
合 計	113.7

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、発足以来工業開発理事会(IDB)のメンバーを務めており、専門機関化後も工業開発理事会(IDB)および計画予算委員会(PBC)のメンバーとして、UNIDOの政策立案・活動実施面で参加協力してきた。1996年の米国脱退後は、最大の援助国となった。また、2002年には、UNIDOの技術協力活動をより効果的・効

率的にするための指針として、「UNIDO戦略ガイドライン」が日本のイニシアティブにより策定された。

● 邦人職員

UNIDOの専門職以上の邦人職員は、13名(2007年1月現在、全体の約5%)である。

● 財政負担

分担金:2006年度1,659万ユーロ

(分担率22%、第1位)

拠出金(工業開発基金):2005年1億7,000万円

● 主要分担国一覧

(単位:%、千ユーロ)

順位	2006年			2007年		
	国 名	分担率	分担額	国 名	分担率	分担額
1	日 本	22.00	16,586	日 本	22.00	16,586
2	ド イ ツ	12.61	9,503	ド イ ツ	12.61	9,503
3	英 国	8.92	6,722	英 国	8.92	6,722
4	フランス	8.78	6,616	フランス	8.78	6,616
5	イタリア	7.11	5,360	イタリア	7.11	5,360
6	スペイン	3.67	2,765	スペイン	3.67	2,765
7	中 国	2.99	2,252	中 国	2.99	2,252
8	メキシコ	2.74	2,066	メキシコ	2.74	2,066
9	韓 国	2.61	1,970	韓 国	2.61	1,970
10	オランダ	2.46	1,854	オランダ	2.46	1,854
	合 計	100.00	75,393	合 計	100.00	75,393

* UNIDOの会計年度は2年であり、2006~2007年予算は1億5,079ユーロ。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

工業開発基金に対する拠出は、主として日本から開発途上国への投資が促進されることを目的としている。UNIDO東京投資・技術移転促進事務所(ITPO)は、右拠出金により運営されており、開発途上国の投資案件の紹介、開発途上国の投資促進ミッションの招へい、セミナーの開催等を実施。

● 日本の政府開発援助との協調実績

日本の任意拠出金によりUNIDOが実施する案件について、JICAとのバイ・マルチ協力として1999年には、5つのバイ・マルチ協力プロジェクトが開始され、2000年にはモザンビーク、およびガーナの2つのバイ・マルチ協力プロジェクトが開始された。

また、UNIDOは人間の安全保障基金を用いたプロジェクト実施に力を入れており、2003年にスーダンにて

初めてのプロジェクトが承認されて以来、11件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.unido.org>

⑥ 国連児童基金 (UNICEF: United Nations Children's Fund)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1946年第1回国連総会決議(決議57(I))により設置。日本の同機関への資金協力は1953年以来行われている。

● 経緯・目的

1946年第1回国連総会決議(決議57(I))により、戦争で被害を受けた児童の救済のための緊急措置として設置され、その後1953年第8回総会決議(決議802(Ⅲ))により経済社会理事会の常設的下部機構となった。

設立の目的は、当初は第二次大戦によって荒廃した地域の児童に対する緊急援助を目的としたが、戦災国の復興に伴い1950年ころからは開発途上国の児童に対する長期的援助に重点が移っている。1995年、2001年にはノーベル平和賞を受賞。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国に対する保健、水・衛生、栄養、教育等の開発援助、緊急援助を行っている。2006年の総収入は約27億8,100万ドルで総支出額は約23億4,300万ドル。このうち約21億1,900万ドルがプロジェクト支出に充てられている。

● 審査・決定プロセス

年に3回開催されるUNICEF執行理事会(執行理事国36か国により構成)において、中期事業計画、国別プログラム、行財政問題等を審議・決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

各被援助国にあるUNICEF現地事務所が、現地政府、他の国際機関、NGO等と協力しつつ、UNICEF執行理事会等で審議・決定された国別プログラムにのって事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

上記2. ● 概要を参照。

● 地域別実績

2006年のプログラム支出額を地域別に見ると、プログラム本体の費用としてアフリカ地域10億ドル(51.9%)、アジア太平洋地域6億5,100万ドル(30.7%)、中東・北アフリカ地域1億4,800万ドル(7%)、南北アメリカ・カリブ地域1億ドル(4.7%)、東欧・CIS・バルト諸国6,600万ドル(3.1%)となっている。

● 主要な事業

事業の分野別の内訳は、「子どもの生存と成長」10億8,100万ドル(51%)、「基礎教育とジェンダー格差の是正」4億5,100万ドル(21.3%)、「子どもの権利の保護のための政策提言・パートナーシップ」2億3,300万ドル(11%)、「子どもの保護」2億1,600万ドル(10.2%)、「HIV／エイズと子ども」1億1,700万ドル(5.5%)等となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本政府はUNICEFが果たす役割の重要性に基づき、従来UNICEFの活動を積極的に支援してきており、UNICEFに対して資金協力を行うとともに、執行理事会のメンバーとして長年にわたりその政策決定に参画している。日本政府の2006年の政府拠出(コア財源への拠出)は世界第7位であり、日本政府の発言は右理事会の審議・決定等に反映されている。

● 邦人職員

2007年5月現在、邦人職員(国際専門職)数は56名である。2004年3月から2007年5月まで丹羽敏之氏が事務局次長としてUNICEFに勤務。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本政府のUNICEFのコア財源への拠出は2006年は2,050万ドル、全コア財源(政府拠出)に占める拠出の割合は4.4%である(米国、北欧諸国等に次ぎ第7位)。

● 主要拠出国一覧(コア財源分のみ)

(単位:%、千ドル)

順位	2005年			2006年		
	国名	拠出率	拠出額	国名	拠出率	拠出額
1	米 国	26.7	124,000	米 国	27.0	125,730
2	スウェーデン	11.8	54,852	スウェーデン	12.5	57,948
3	ノルウェー	10.2	47,354	ノルウェー	10.1	46,928
4	オランダ	7.9	36,869	オランダ	7.9	36,632
5	英 国	7.5	34,855	英 国	7.6	35,547
6	デンマーク	6.6	30,663	デンマーク	6.6	20,902
7	日 本	5.0	23,000	日 本	4.4	20,500
8	フィンランド	3.8	17,658	フランス	3.6	16,701
9	イタリア	3.3	15,524	フィンランド	3.6	16,587
10	ス イ ス	3.0	13,953	ス イ ス	3.1	14,400
	合 計	100.0	464,564	合 計	100.0	465,189

5.より詳細な情報

● 書籍等

「ユニセフ年次報告」(日本語版)

UNICEFの事業実績をとりまとめている。日本UNICEF協会に電話(03-5789-2011代)またはFAX(03-5789-2032)にて注文する。無料。

● ホームページ

<http://www.unicef.org>(UNICEF本部)

<http://www.unicef.or.jp>(財)日本UNICEF協会)

⑦ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees)

1.設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 設立時期

1951年1月1日設立。

● 経緯・目的

UNHCRは、1949年第4回国連総会決議によって設置された。高等弁務官は、その権限の範囲にある難民に対して国連の権威の下に国際的保護を提供し、これら難民の自発的帰還または新しい国の社会への統合(第三国定住、現地定住)を促進することによって難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時には難民に対して法的、物的両面で保護・支援を与えることを目的とする。また、難民の保護に備え、国際条約(1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」等)の締結および国際条約の批准(加入)の促進等を実施する。

日本の同機関への資金協力は1967年以来行われている。

2.事業の仕組み

● 概 要

(1) 対 象

1950年に国連総会にて採択された規程によれば、UNHCRが保護を与える難民とは、人種、宗教、国籍もしくは政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者または国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。

また、その後の国連総会決議によって、UNHCRは自発的帰還に対する支援を提供すること(総会決議40/118)、国内避難民への保護・支援についても、事務総長、国連総会の要請等を得て行うこと(総会決議48/116)とされている。

(2) 内 容

具体的には、自発的な帰還、受入国における定

住、または第三国における定住を図ることにある。そのほか、難民の発生を未然に防ぐ予防措置に留意した活動、紛争終了後の復旧・復興への円滑な移行のために支援を行う。

● 審査・決定プロセス

規程に基づき、執行委員会（例年10月、ジュネーブ開催）が翌年の活動計画・予算を討議の上承認する。同委員会は、難民受入国および援助国を中心に構成されている（2007年4月時点72か国）。また、執行委員会の下部組織である常設委員会が年に3回開催され、UNHCRの行う難民の保護、計画、財政問題等を議論している。

● 実施の仕組み

UNHCR事業計画は、執行委員会の決定を受けて実施され、同実施過程には、UNHCRが自ら実施する以外に、ほかの国連機関、政府機関、NGOなどが実施団体（Implementing Partners）としてUNHCRから事業実施の委託を受ける方式が確立している。

3. 最近の活動内容

● 概 要

- (1) 難民を含むUNHCRの支援対象者数:
2,101万人（2007年1月）
2,075万人（2006年1月）
1,920万人（2005年1月）
- (2) 事業実施規模: 11億 72万ドル（2006年）
11億4,000万ドル（2005年）
10億6,200万ドル（2004年）
- (3) 職員数および現地事務所数
116か国に262か所、6,689名（2006年7月）
- (4) 実施委託した日本のNGOへの金額:
559万ドル（2006年）
500万ドル（2005年）
562万ドル（2004年）

● 地域別実績

（単位：千ドル、％）

地 域	2006年	構成比
ア ジ ア ・ 太 平 洋	191,200	17.4
中 東 ・ 北 ア フ リ カ	59,402	5.4
ア フ リ カ	490,434	44.6
欧 州	99,257	9.0
米 州	33,407	3.0
グローバル・オペレーション ^(注1)	66,883	6.1
本 部 関 係	160,140	14.5
合 計	1,100,726	100.0

* 複数地域にまたがるもの。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、難民の保護、支援および難民問題の恒久的な解決を目的として包括的に取り組んでいるUNHCRの活動を高く評価する立場から、積極的な協力を行ってきた。日本は、1997年以降、米国に次ぐ第2位の援助国としての財政的貢献を行うとともに、1979年以降、UNHCRの活動計画・予算および政策を討議・承認する同機関の最高意思決定機関である執行委員会（72か国から構成）のメンバーになっている。

● 邦人職員

UNHCRに勤務する専門職以上の邦人職員は、66名（全体の3.6%、2006年1月現在）である。

● 日本の財政負担

日本からは、積極的に資金援助を行っている。日本のUNHCRに対する資金協力は、2004年は約8,700万ドル、2005年は約9,500万ドル、2006年は約7,500万ドルである（米国に次ぎ国別では第2位）。

● 主要拠出国一覧(民間援助を含む)

(単位:千ドル、%)

順位	2005年度			2006年度		
	国名	拠出額	シェア	国名	拠出額	シェア
1	米 国	322,711	29.5	米 国	329,340	30.4
2	日 本	94,518	8.6	E C	79,570	7.4
3	E C	86,129	7.9	日 本	75,149	7.0
4	スウェーデン	85,199	7.8	スウェーデン	68,059	6.0
5	オランダ	76,476	7.0	オランダ	66,671	6.0
6	ノルウェー	62,786	5.7	ノルウェー	55,196	5.1
7	英 国	56,892	5.2	英 国	51,992	4.8
8	デンマーク	53,033	4.8	デンマーク	50,661	4.7
9	ド イ ツ	40,157	3.7	ド イ ツ	31,087	3.0
10	カ ナ ダ	31,742	2.9	スペイン	27,874	3.0
	小 計	909,643	83.1	小 計	835,599	77.4
	そ の 他	185,971	16.9	そ の 他	244,561	22.6
	合 計	1,095,614	100.0	合 計	1,080,160	100.0

出典:UNHCRグローバルレポート2006

5.より詳細な情報

● 書籍等

● UNHCR駐日事務所ホームページ(www.unhcr.or.jp)

● 「The Global Appeal」

UNHCRの年間活動計画の概要についてとりまとめている。例年、前年の12月に発表される。

英語のホームページ(下記)にて参照可能。

● 「The Global Report」

UNHCRの年間活動報告。例年、翌年の6月に発表される。

英語のホームページにて参照可能。

● 「The State of the World's Refugees」

上記の日本語版「世界難民白書」(UNHCR編 時事通信社発行)

難民を取り巻く現状とその課題についてとりまとめている。原則隔年発行。2,800円。

● ホームページ

<http://www.unhcr.ch/>

(英語:情報量が日本語ホームページより多い)

<http://www.unhcr.or.jp>(日本語)

⑧ 国連人口基金 (UNFPA:United Nations Population Fund)

1.設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1967年6月、国連事務総長の下に信託基金として発足。日本は、1971年以来UNFPAへの資金協力を行っている。

● 経 緯

UNFPAは、国連システムの下で人口分野における諸活動を強化するための財源として国連事務総長の下に信託基金の形で発足し、1969年「国連人口活動基金」(UNFPA:United Nations Fund for Population Activities)と改称、1972年には第27回国連総会決議3019に基づき国連の下部組織となり、1988年に通称はUNFPAのまま「国連人口基金」に改称。

● 目 的

● 人口・家族計画分野における国家的、地域的、世界的ニーズにこたえるような知識と能力を築き、計画立案における調整を図り、すべての関係方面と協力す

ること。

● 人口問題対策の実施、家族計画の人権的側面についての関心を、開発途上国および先進国双方において、各国の計画、優先度に応じて高めること。

● 人口問題に取り組んでいる開発途上国に対し援助を拡大すること。

● 人口問題分野の計画推進に際して国連組織の中で中心的役割を果たし、同基金によって援助される諸プロジェクトの調整を図ること。

2.事業の仕組み

● 概 要

UNFPAは、被援助国である開発途上国の要望に応じ、直接またはWHO、UNDP、UNICEF、UNESCO等の国連機関およびNGOを通じて援助を実施している。

その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われている。2006年のコア拠出金総額は、約3億8,932万

ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込み額をもとに、事業の4か年計画を策定し国別援助額を定め、これをもとに各国にあるUNFPA事務所が中心となって、主要プロジェクトの概要を示した国別プログラムを策定する。国別プログラムは最高意思決定機関である執行理事会で審議・決定され、その後、被援助国政府等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。なお、行政予算は2年ごとに策定され、必要があれば執行理事会で改訂がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNFPAが自ら実施する事業のほかに、国連の各専門機関やNGO等に委託して事業を実施している。近年開発途上国の自助努力を促すとの観点から、これら専門機関に代わって開発途上国政府自らがUNFPAの指導を得て事業を実施する傾向にある。

3. 最近の活動内容

● 概 要

1994年のカイロでの国際人口開発会議(ICPD)で採択された行動計画およびMDGsに基づき、妊娠や出産、母子保健、家族計画、さらには性感染症・HIV／エイズの予防など、幅広い課題を含むリプロダクティブ・ヘルス(人間の生殖システム、その機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であること。すなわち、人々が安全で満ち足りた性生活を営み、生殖能力を持ち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由を持つことを意味する)を推進していくことを重要目標に掲げ、人口と開発、政策提言(アドボカシー)に重点を置いて援助を行っている。

● 地域別実績

UNFPAは、家族計画の推進に重点を置いているため、主に人口増加率の高いアフリカおよびアジア太平洋地域への援助に向けられている。

(単位:百万ドル、%)

地 域	2005年	2006年
ア フ リ カ	78.0 (33.30)	83.9 (34.1)
アラブおよび欧州	28.4 (12.12)	32.5 (13.2)
アジアおよび太平洋地域	75.5 (32.22)	74.7 (30.4)
中 南 米	21.4 (9.13)	22.1 (9.0)
そ の 他	31.0 (13.23)	32.5 (13.2)

● 主要な事業

- リプロダクティブ・ヘルス(特に青少年に重点)の改善(避妊具の供与、啓もう活動等)
- 妊産婦死亡率の改善事業(産婦人科関連機材の供与、医療関係者の訓練、保健・衛生キャンペーン等)
- 緊急援助事業(UNHCR、WHO等との協調により、武力紛争、自然災害による人道的危機下における医療薬品・避妊具等の供与、緊急産科ケア・保健・衛生教育等)
- HIV/エイズ感染防止事業(コンドームの供与、HIV/エイズ防止啓蒙活動等)
- 国勢調査などの人口関連のデータ収集・分析・調査
- ジェンダー均衡の促進(情報収集・啓もう活動等)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、人口問題の重要性にかんがみ、UNFPAに対して積極的な資金協力を行っており、1986年から1999年まで第1位の、2000年以降は第2位、2005年は第4位の拠出国。また、最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めている。

● 邦人職員

UNFPAの専門職以上の邦人職員は、14名(2007年1月現在)。また、2002年9月に開設されたUNFPA東京事務所の初代所長に池上清子氏が就任した。

● 日本の財政負担

日本からのUNFPAのコア・ファンドへの拠出は、2005年は3,749万ドル、2006年は3,326万ドルであり、全コア・ファンドに占める拠出率は、それぞれ10.7%(第4位)および9.2%(第5位)となっている。

● 主要拠出国一覧(コア拠出)

(単位:%,千ドル)

順位	2005年			2006年		
	国名	出資率	拠出額	国名	出資率	拠出額
1	オランダ	21.6	75,925	オランダ	20.9	75,242
2	スウェーデン	13.9	48,681	スウェーデン	15.3	55,174
3	ノルウェー	10.8	37,793	ノルウェー	11.3	40,830
4	日本	10.7	37,491	英国	10.5	37,739
5	英国	10.4	36,469	日本	9.2	33,257
6	デンマーク	8.7	30,663	デンマーク	8.6	30,954
7	ドイツ	5.4	19,127	ドイツ	5.4	19,518
8	フィンランド	5.3	18,692	フィンランド	4.8	17,180
9	カナダ	3.3	11,573	カナダ	3.5	12,699
10	スイス	2.8	9,766	スイス	2.8	10,000
	合計	100.0	351,226	合計	100.0	360,546

● 主な使途を明示した信託基金への拠出

2000年に日本はUNFPAに「インター・カンツリーな NGO 支援信託基金」を設け、2005年および2006年には、それぞれ100万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助との協調実績

日本は、1994年にUNFPAとの間でバイ・マルチ協力を結び、1995年以来同協力を実施している。具体的には、日本が二国間技術協力の一環として、UNFPAと協力しつつ、開発途上国の家族計画の向上と妊産婦・新生児の死亡率・疾病率の改善を目的として、家族計画・母子保健活動に不可欠な避妊具・避妊薬、基礎的医薬品(抗生剤等)、母子保健キット(体重計、体

温計、聴診器等)、分娩用関連機材等の人口・家族計画特別機材の供与とそれら機材の有効活用のための指導・助言・評価を行うものである。これまでにアジア(インド、パキスタン、インドネシア、フィリピン、スリランカ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュ)、アフリカ(モロッコ、セネガル、タンザニア、エチオピア、ガーナ、ザンビア)、中東(エジプト、トルコ)、中南米(ペルー、メキシコ、ボリビア、ホンジュラス)の22か国(2006年度まで、総額約18億163万円相当)において協力を実施してきている。

5.より詳細な情報

● 書籍等

- 「世界人口白書」(国連人口基金編、日本語版 ジョイセフ発行)

世界の人口関連の指標、人口分野の問題の動向等を取りまとめている。例年秋に発行。

(助家族計画国際協力財団(ジョイセフ)にて入手可能(1,050円)。

- 「Annual Report」(国連人口基金編・発行)

国連人口基金の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ホームページ参照。

● ホームページ

<http://www.unfpa.org>

<http://www.unfpa.or.jp>

⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関

(UNRWA:United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)

1.設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1949年12月の国連総会決議に基づき成立し、1950年から活動開始。1950年の総会においてマンダートが更新され、現在のマンダートは2011年6月末まで。日本は、UNRWAに対し1953年から支援を行っている。

● 経緯・目的

1948年5月、英国によるパレスチナ委任統治終了と同時にイスラエルが独立を宣言。これにエジプト等アラブ諸国が反発し、第一次中東戦争が勃発した。右戦争の結果、イスラエルに占領された地域のパレスチナ

人約75万人が難民となり、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に流出した。当初、パレスチナ難民の救済は、1948年に設立された国連パレスチナ難民救済機関(UNRPR:United Nations Relief for Palestine Refugees)の調整により、民間のボランティア組織の手によって行われていた。しかし、問題の長期化につれて、救済事業を自らの手で実施する国連機関の設立を望む声が高まりUNRWAの成立となった。

2. 事業の仕組み

● 概 要

UNRWAの事業は、大きく分けて通常計画と特別計画に分けられ、通常計画としては下記3.活動概要に示すとおり教育・職業訓練、医療・保健、救済・福祉、小規模金融・小規模企業活動支援のプログラムを運営している他、武力衝突の発生に伴う人動状況の悪化を緩和するための特別計画を実施している。

● 審査・決定プロセス

パレスチナ難民である現地職員（教員、医師、フィールド・ワーカー等）約2万9,000人により事業が運営されており、右事業の内容は、日本もメンバーであるUNRWA諮問委員会および財政作業部会において、適正に運営されているか審査・決定が行われ、また、実施された事業については、毎年国連事務総長に対して報告される。

3. 活動概要（2007年12月末現在）

● 概 要

ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に住むパレスチナ難民約450万人に対し、通常計画として教育、医療・保健、救済・福祉、小規模金融・小規模企業活動支援を下記のとおりパレスチナ難民が自ら直接実施している。

● 教育・職業訓練

パレスチナ難民の子弟は、周辺難民受入国だけでなくヨルダン川西岸およびガザにおいても一般の教育システムの中で教育を受ける機会が少ない。そのため、初等・中等教育および職業訓練をパレスチナ難民の子弟に実施することは、UNRWAにとって重要な課題となっている。そのため、UNRWAが運営する初等・中等学校666校において生徒約49万人に対する初等・中等教育、また、職業訓練所8か所において約5,700人に対する職業訓練を行っており、教育スタッフとして約2万1,000人が従事している。

● 医療・保健

パレスチナ難民は、UNRWAが運営する保健センター128か所において、医療サービスを受けることができるほか、歯科治療、母子保健サービス、家族計画等のサービスを提供する施設を運営しており、延べ約901万人が治療等を受けている。

● 救済・福祉

老人、寡婦、身体障がい者等の生活困窮状態にあるパレスチナ難民に対して社会福祉活動を実施している。

● 小規模金融・小規模企業活動

バングラデシュのグラミン銀行に類似する事業融資を実施するとともに、小企業に対するサポート活動を実施。

● 特別計画

上記通常計画のほか、1993年から中東和平プロセスを支援するための事業として平和創設プロジェクト（PIP:Peace Implementation Project）を実施し、学校、病院等インフラ整備、雇用創出プロジェクト等を実施していた。しかし、2000年9月に発生したパレスチナ・イスラエル間の武力衝突以降、2007年末までにUNRWAは17回にわたりパレスチナ難民の窮状緩和のため緊急アピールを発出している。現在のUNRWAの活動は、上記通常計画以外では、右緊急アピールに基づくものが中心となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

UNRWAの管理・運営をつかさどる委員会としては、国連総会の決議により設置された諮問委員会（英国、米国、フランス、日本等のドナー国、ヨルダン、シリア、レバノン、PLOのホスト国の計20か国から構成）、また1970年に設置され、財政問題を検討し国連総会に勧告する財政作業部会（英国、米国、フランス、日本、レバノン等）がある。日本は、諮問委員会および財政作業部会のメンバーとなっており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。

● 邦人職員

国際職員113名のうち邦人職員は1名が在籍。他に短期雇用職員として1名が在籍。

● 日本の支援

日本は、1953年から拠出を行い、累積拠出実績（拠出金、食糧援助、および緊急援助）は2007年12月末現在で5億3,788万ドル。また、2007年度日本の援助は、現金拠出として316万ドルおよび食糧援助5億円、緊急援助無償570万ドルを拠出した。

その他、2003年度対UNRWA技術協力として、溶接・機械等の職業訓練分野においてJICAによる研修

員12名を受け入れたほか、JICA専門家1名を職業訓練プログラム管理のためUNRWAアンマン本部に派遣している(2004年4月まで)。

● 主要抛出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	2005年				2006年			
	国名	抛税率	抛出額		国名	抛税率	抛出額	
1	E C	23.1	123,041	E C	25.1	143,253		
2	米 国	20.2	108,000	米 国	24.0	137,000		
3	スウェーデン	7.3	39,077	スウェーデン	7.2	41,188		
4	ノルウェー	5.9	31,339	カ ナ ダ	4.9	27,727		
5	日 本	5.6	30,101	英 国	4.8	27,088		
6	英 国	5.4	28,651	ノルウェー	4.4	25,315		
7	オランダ	5.1	27,366	オランダ	3.2	18,185		
8	デンマーク	2.1	11,380	日 本	2.4	13,864		
9	カ ナ ダ	1.9	10,103	デンマーク	2.4	13,725		
10	ス イ ス	1.8	9,857	ス ペ イン	2.3	13,319		
	小 計	78.4	372,067	小 計	80.6	460,150		
	その他	21.6	162,459	その他	19.3	109,704		
	合 計	100.0	534,526	合 計	100.0	569,854		

出典:UNRWA事務局

5.より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.un.org/unrwa>

<http://www.un.org/unrwa/japanese/index.html>

(日本語)

⑩ 国連環境計画 (UNEP:United Nations Environment Programme)

1.設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1972年の第27回国連総会決議2997(12月15日採択)により設立。日本の同機関への資金協力は、同機関が翌1973年に活動を開始して以来行われている。

● 経緯・目的

UNEPは、1972年の国連総会決議に基づき、環境の保護と改善のための国連内部機関として設立された(右決議は、同年6月に「かけがえのない地球」を合い言葉にストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境のための行動計画」の勧告を受け、提案・採択されたものである)。同機関は、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

上記国連総会決議では、UNEPの目的遂行に必要

な資金を賄うための環境基金を1973年1月1日から設置することも決定された。日本は、右基金に対する最初の拠出として、同年、100万ドルを拠出した。

2.事業の仕組み

● 概 要

UNEPは、環境分野を対象に、国連活動・国際協力活動を行っている。オゾン層保護、気候変動、廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護、国際環境ガバナンス等、広範な分野の環境問題をカバーしており、それぞれの分野において、国連機関、国際機関、地域的機関、各国と協力して活動している。

その活動資金は主に、環境基金に対する各国の任意拠出によって賄われている。2005年および2006年の環境基金への各国拠出総額は、それぞれ5,849万ドルおよび5,892万ドルである^(注)。

注： UNEPの事業年度は2年間であり、正確な収支額の報告は2年に1回。ただし環境基金への拠出額については毎年各国に報告されている。

● 審査・決定プロセス

UNEPは、各国からの拠出金見込額をもとに、2年ごとに開催される管理理事会において、向こう2年間の分野ごとの資金配分を決定している。この資金配分に従って、UNEP事務局が、管理理事会で決議された方針に従い、または各国からの要請に応じて、具体的な活動計画を策定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNEP事務局長は、管理理事会で決定された2か年事業計画を実施する義務を負う。個別のプロジェクトは、地球環境のモニタリングとその結果の公表、環境関係条約の作成準備、環境上適正な技術に関する情報収集・配布等、UNEP事務局が独自に実施する場合と、ナイロビの事務局本部だけではなく、アジア太平洋地域等世界に6か所ある地域事務所や、UNDP等ほかの国連機関等との連携を通じて実施される場合がある。各途上国に出先事務所がないUNEPは、途上国における環境法制の策定支援等についてはUNEP職員自らが出張し、直接事業を実施するが、直接対応できない場合は、コンサルタント雇用、UNDP等の職員に依頼する等により、事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概 要

UNEPは、地球環境のモニタリングを行い、その結果を公表し、政策決定者へ提供する等を行ってきた。これを契機として、特定の環境課題に対応するための条約へと議論を導く政府間会合の開催や施行のためのガイドラインの作成を行い、規範的な側面から環境分野において貢献してきた。最近では、規範的な分野だけではなく、バリ戦略計画（第23回管理理事会決定）に基づき、途上国における具体的な活動を視野に入れて活動を行っている。

- 地球環境の状況の情報収集・評価
- 土地、森林、化学物質、生物多様性、大気、海洋、水関連等における環境保護対策
- 貿易と環境の調和政策のキャパシティ・ビルディング
- アフリカ支援
- 自然災害または紛争後の環境緊急対応および環境影響評価
- 多国間環境条約の遵守と履行 等

● 地域別実績

上記のとおりUNEPの活動は、地球環境問題が対象となっていることから多国間協力での協力が主であるが、特定の国・地域に対する協力も一部実施している。2006年度の事業のうち特定の国・地域を対象としているものには次のようなものがある。

- イラク南部湿原環境管理支援
- アジア・アフリカにおける環境法に関する能力開発を通じた環境の主流化

● 分野別実績

UNEPは、上記2. ● 審査・決定プロセスのとおり、2年間の活動について分野別に予算を配分しており、最終実績も2年間の右分野ごとの支出額が報告される。2006年の環境問題拠出金を財源とした実績額は次のとおり（単位：千ドル）。

● 環境評価および早期警戒	10,577
● 環境政策および法律	6,560
● 政策履行	5,915
● 技術・産業および経済	10,214
● 地域協力	10,504
● 環境条約	2,839
● 報道および広報	3,581
● その他	6,366
合 計	56,556

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

UNEPの最高意思決定機関は管理理事会であり、国連総会において選出された58か国（任期4年）により構成されている。日本は1972年のUNEP発足当初から現在に至るまで、管理理事国に継続して選出されている。

● 邦人職員

2007年1月現在、プロフェッショナル職員は516人程度でそのうち日本人職員は13人。現在もなお邦人職員の割合が少ないため、日本としては邦人職員採用の増加のため積極的に働きかけている。

● 日本の財政負担

日本は、上記1. ● 経緯・目的のとおり、UNEP創設以来資金拠出を継続しており、最近の毎年の拠出規模は上位10位内に位置している。2005年および2006年の

拠出状況（上位10か国の拠出率・額および全体額）は次のとおり。

● 主要拠出国一覧

（単位：％、千ドル）

順位	2005年			2006年		
	国名	拠出率	拠出額	国名	拠出率	拠出額
1	英 国	13.66	7,987	英 国	13.37	7,875
2	ド イ ツ	11.36	6,642	ド イ ツ	11.89	7,006
3	オランダ	10.26	6,004	オランダ	10.64	6,269
4	米 国	10.26	6,000	米 国	9.76	5,750
5	フランス	6.84	4,000	フランス	7.37	4,340
6	フィンランド	6.16	3,601	フィンランド	6.19	3,649
7	日 本	5.52	3,230	日 本	5.13	3,020
8	ス イ ス	5.13	2,998	ス イ ス	5.06	2,914
9	イタリア	4.94	2,887	スウェーデン	4.81	2,769
10	スウェーデン	4.93	2,884	デンマーク	4.52	2,604
	そ の 他	20.93	12,255	そ の 他	21.26	12,721
	合 計	100.00	58,488	合 計	100.00	58,917

● 主な用途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国への環境上適正な技術の移転を目的としたセンターである「国際環境技術センター」（IETC）の日本への設置をUNEPに働きかけ、その結

果、1992年、IETCの日本への設置（事務所は大阪および滋賀に所在）が決定された。日本はIETC事業への主要拠出国として、2005年には200万ドル、2006年には288万ドルを拠出した。IETCは現在、防災、生産と消費、水と衛生のための環境上適正な技術に関するデータベースの構築、各種セミナーやワークショップ等の開催等により、開発途上国・市場経済移行国への技術移転を行っている。

● 日本の政府開発援助との協調実績

- イラク環境部門人材育成事業
- イラク南部湿原環境管理支援事業

5. より詳細な情報

● 書籍等

- 「GEO YEAR BOOK 2004/5」
- 「UNEP 2005 ANNUAL REPORT」

● ホームページ

<http://www.unep.org>

⑪ 国連開発計画（UNDP:United Nations Development Programme）

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1966年1月1日発足。日本の同機関への資金協力は1966年以来行われている。

● 経緯・目的

UNDPは、国連システムにおける技術協力活動を推進する中核的資金供与機関として、1965年の第20回国連総会決議2029に基づき、それまでの「国連特別基金」および「拡大技術援助計画」が統合されて設立された。

その任務は、国連憲章第55条の理念に基づき1961年から10年ごとに国連総会で採択される「国連開発の10年」（現在は2001～2010年の第5次）の開発戦略を指針にして、開発途上国および市場経済移行国における持続可能な開発の実現を多角的に支援することにある。

また、UNDPは国連総会が設立した「国連資本開発基金（UNCDF）」、「国連女性開発基金（UNIFEM）」等の基金や「国連ボランティア計画（UNV）」の管理も行っている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

UNDPは、開発途上国、市場経済移行国または地域を対象として技術協力や能力開発のための国別計画、地域計画、及びグローバルな計画を策定し、同計画に基づき受益国等からの要請に応じて専門家派遣、技術者の研修、機材供与等を行っている。

その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われている。2006年の拠出金総合計は、約48億ドルであり、そのうち任意拠出金（コア・ファンド）は9億1,600万ドルである。

● 審査・決定プロセス

UNDPでは、各国からのコア・ファンド見込み額をもとに、原則3年ごとに向こう3年間の国別援助割当額を定め、これをもとに各国にあるUNDP常駐事務所が中心になって、援助の重点分野や主要プログラムの概要を示した国別協力計画を策定する。その上で、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNDPが自ら実施する事業のほかに、他の国連機関やNGO等に委託して事業を実施している。被援助国である開発途上国政府自らが、UNDPの資金協力を得て事業を実施する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概 要

1994年以降、「持続可能な人間開発」(Sustainable Human Development)を基本原則に掲げ、この原則の下、民主的ガバナンスの確立、貧困削減、危機予防と復興、環境とエネルギーの4分野に重点を置いて援助活動を行っており、その中でも貧困削減においては「HIV/エイズ」対策プログラムも実施している。

ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた取組においては、国連事務総長がUNDP総裁をMDGsのスコア・マネージャー兼キャンペーン・マネージャーに任命するなど、MDGs推進の中心的役割を果たしている。

また、国連開発グループの中核(UNDP総裁が議長)として、近年は、紛争後の平和の構築にも積極的に取り組んでいる。

● 地域別実績

2006年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

地 域	2006年
	金 額
アジア・太平洋	145
アラブ	35
アフリカ	237
中南米	31
欧州・旧ソ連	45
多数国間	53
合 計	546

* コア・ファンドのみの地域別事業費

● 分野別実績

2006年のUNDPの分野別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル、%)

分 野	2006年
民主的ガバナンス	1,368 (43%)
貧 困 削 減	928 (29%)
環境とエネルギー	363 (12%)
危機予防と復興	362 (11%)
HIV / エイズ	141 (5%)
合 計	3,162 (100%)

* コア・ファンドおよびその他資金の分野別事業費

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNDPの広範なネットワークとその専門的知識・経験に基づく中立的援助を評価するとの立場から、積極的な協力を行うとともに、UNDPの設立以来、最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めている。

● 邦人職員

UNDPの専門職以上の邦人職員は、44名(2006年1月現在)である。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本からは積極的に資金援助を行っている。UNDPのコア・ファンドへの拠出は、2005年度は8,243万ドル、2006年度は7,501万ドル、全コア・ファンドに占める2005年の日本の拠出の割合は8.9%、2006年は8.1%である。

● 主要拠出国一覧

(単位:千ドル、%)

順位	2005年度			2006年度		
	国 名	拠出額	シェア	国 名	拠出額	シェア
1	オランダ	111,875	12.1	オランダ	113,771	12.3
2	ノルウェー	108,913	11.8	スウェーデン	108,969	11.8
3	米 国	105,000	11.4	ノルウェー	107,988	11.7
4	スウェーデン	99,399	10.8	米 国	105,173	11.4
5	日 本	82,432	8.9	英 国	91,007	9.9
6	英 国	80,741	8.8	日 本	75,013	8.1
7	デンマーク	62,377	6.8	デンマーク	61,253	6.6
8	カナダ	46,694	5.1	カナダ	49,561	5.4
9	スイス	40,310	4.4	ス イ ス	41,600	4.5
10	ドイツ	32,048	3.5	ド イ ツ	33,583	3.6
	合 計	923,418	100.0	合 計	923,769	100.0

* 各国の拠出額はコア・ファンドへの拠出分のみ。

● 主な用途を明示した特定基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国の多様なニーズに応じるため、効果的かつ効率的なパートナーシップを構築することを目的として、従来の基金を整理統合し、2003年10月・UNDPパートナーシップ基金を設置した。本基金は、日本とUNDPとの共通の重要分野（貧困削減・環境・IT・ジェンダー等）における開発途上国支援、南南協力支援、MDGs関連の共同研究等、更にプロジェクトの成功例に係わる広報を含む、幅広い開発協力を展開する。2005年度においては、約266万ドルを拠出した。

また、目的別の基金として、日本・パレスチナ開発基金（1988年設立）およびアジア・アフリカ協力基金（1996年設立）をUNDPに設置し、拠出している。

● 日本の政府開発援助との協調実績

限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から日本はUNDPとの援助協調にも積極的に取り組んでおり、日本の二国間援助とうまく組み合わせることなどにより、相互の補完性および援助の効率性を高め、併せて日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。

例えば、アフガニスタンにおける麻薬対策への取組

を支援すべく、2006年6月、麻薬対策信託基金を管理するUNDPに対し、500万ドルの支援を行った。このプロジェクトは、アフガニスタン政府が策定した国家麻薬管理戦略に基づき、同年秋のケシの植え付けまでに実施が予定されていた代替生計支援の経費の不足を支援し、同国における治安の改善及び麻薬対策に貢献するものである。

また、2006年9月には、コンゴ民主共和国の選挙プロセスを支援するため、選挙の実施促進支援を行なっているUNDPに対し、150万ドルを拠出した。UNDPを通じたこの支援は、コンゴ（民）における民主化、情勢の安定化に資するものであり、ひいてはアフリカ全体の平和と安定にも貢献するものである。

5. より詳細な情報

● 書籍等

● UNDPが毎年発表する「Human Development Report」（人間開発報告書・Oxford University Press発行）

● ホームページ

<http://www.undp.org>

⑫ 世界保健機関 (WHO: World Health Organization)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1948年4月7日設立。日本は1951年5月16日の第4回総会において、加盟が認められた。

● 経緯・目的

WHOは、国際連合の専門機関であり、1946年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章（1948年4月7日発効）によって設立された。

「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」（憲章第1条）を目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

WHOの予算は2年制であるが、活動の財源は、加盟国の義務的分担金（各国の分担率は国民所得等に基づいて算定される国連分担率に準拠）により賄

われる通常予算 (Regular Budget) と、加盟国およびUNDP、世界銀行等のほかの国際機関等からの任意拠出に基づく任意拠出金 (External-Budgetary Contribution) からなっている。

通常予算は、主として職員の給与、会議の開催、保健・医療に関する調査・研究、情報の収集・分析・普及、器材購入、各国政府に対する助言等に振り向けられ、任意拠出金は、通常予算ではカバーできないフィールド・レベルの技術協力等を中心とした事業活動に使われている。

● 審査・決定プロセス

WHOは各加盟国により構成され、1年に1度開催される世界保健総会を最高意思決定機関としており、総会で選出された34か国が推薦する執行理事により構成される執行理事会が、総会の決定・政策の実施、総会に対しての助言または提案を行っており、総会の執

行機関として行動するという仕組みになっている。

総会では、事業計画の決定、予算(2年制)の決定、執行理事国の選出、新規加盟国の承認、憲章の改正、事務局長の任命等を行うほか、保健・医療に係る重要な政策決定を行う。

一方、任意拠出金については、WHO事務局が作成した事業計画案について援助国等とWHO事務局間で協議を行い、決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

通常予算については、定められた項目別に事務局が事業を実施する。事業の実施状況については、執行理事会・総会に報告がなされる。

任意拠出金については、WHO事務局と援助国等との間の合意事項に基づき、事業が実施され、事業終了後にはWHOから援助国等に対し、報告が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概 要

WHOは、保健衛生の分野における問題に対し、広範な政策的支援や技術協力の実施、必要な援助等を行っている。また、伝染病や風土病の撲滅、国際保健に関する条約、協定、規則の提案、勧告、研究促進等も行っており、ほかに食品、生物製剤、医薬品等に関する国際基準も策定している。

● 地域別実績

地域事務局が主体となって行っている仕事の大半は、WHOの事業のうち最も重要なものとして位置付けられている各国に対する技術支援である。これに対して、WHOの全予算の約7割が振り向けられている。技術支援は、通常①専門家の派遣、②ワークショップ等の開催、③ガイドラインの作成、④フェローシップの提供—という形式で与えられる。

● 地域別予算割合

(単位:%)

		2006~2007年
全体額(百万ドル)		893
地域別割合	アフリカ	30.7
	アメリカ	6.3
	南・東アジア	11.6
	ヨーロッパ	6.5
	東地中海	12.3
	西太平洋	7.5

● 主要な事業

新たに発生した感染症(エボラ出血熱、鳥インフルエンザなど)や、既に克服されたと思われていた感染症の再興(コレラ、結核など)が、世界的規模で大きな問題となっていることから、これらを「新興・再興感染症」の問題として総合的・重点的に対策を講じている。1996年には新たな部局を設け、グローバル感染症警報・対応ネットワーク(GOARN)の構築、集団発生時に迅速かつ的確に対応するための体制確保、科学的で正しい知識や対策の普及に努めている。特に現在、アジアを中心に流行している鳥インフルエンザ対策については、国境を越えて拡大することが懸念されるため、WHOを中心としてその対策が進められているところである。2005年5月には、疾病の国際的な伝播を最大限防止するため、国際保健規則(IHR:International Health Regulations)が改正され、2007年6月に発効した。

また、特定の疾患の根絶や制圧にも力を注いでいる。重点的な予防接種事業の推進によりアメリカ地域に次いで西太平洋地域においても2000年10月に京都でポリオ制圧宣言が出されたほか、メジナ虫症も数年後には根絶が可能な状況となっている。さらには、ハンセン病、リンパ・フィラリア症、アフリカの風土病であるオンコセルカ症、ラテン・アメリカの風土病であるシャーガス病などについても、制圧対策が強力に推進されている。

さらに、はしか、破傷風、ジフテリアなどの疾患の発生を防ぐ拡大予防接種計画、結核に対し直接管理の下に服薬を行う短期療法(DOTS)、病気の子どもに幅広くケアを提供するための小児期疾患総合管理対策、日常の疾病対策に不可欠の医薬品を適切に供給・管理するための必須医薬品対策などを、重点活動として推進している。

医薬品、血液製剤、食品、化学物質等に関する安全対策にも重要課題として取り組んでおり、各般の基準策定、副作用など危機管理上重要な情報の迅速な提供などにも努めている。最近では医薬品の知的所有権についても活発な議論が行われている。

安全な出産を確保するための妊産婦対策や家族計画などのリプロダクティブ・ヘルス対策、自然災害や紛争等の緊急事態における緊急人道援助などについても力を注いでいる。

また、マラリアなどの熱帯病に対する治療法やワクチンなどの予防法開発をはじめとして、研究開発の振興にも努めている。さらには、クローニングの人への適用に対する警告発信など、最近の科学技術に関し、生物科学的観点のみならず社会的・倫理的観点も含めた総合的対策にも取り組んでいる。

2006年5月のジョン・ウオック・リー事務局長（韓国）の急逝により、2006年11月に行われた特別総会でマーガレット・チャンWHO事務局長補（中国）が次期事務局長に任命され、2007年1月に就任した。これまでの取組を引き継ぐとともに、彼女の重視する、アフリカ対策および女性の健康がこれまで以上に注目されている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1951年の加盟以来、日本は、WHOの活動に積極的に参画している。この間、日本は10回にわたって、執理事務会の理事指名国に選ばれている。

● 邦人職員

WHOは、2007年9月現在で4,992名（専門職1,834名、一般職2,799名）の職員がいるが、そのうち邦人職員は38名。本部事務局長は邦人である中嶋宏博士が2期10年間務めていたが、1998年7月に引退した。他方、西太平洋地域事務局長については、1998年9月に選挙が行われ、尾身茂博士が当選し、1999年2月に就任し、2003年9月に再選出された。

● 財政負担

2006～2007年の一般会計予算は8億9,312万ドル（2年間の総額）。一般予算の財源は、加盟国の義務的負担である分担金により賄われる。2007年の日本の分担率は19.4683%で、分担金は約8,694万ドル。米国（分担率22%）に次いで第2位の拠出国となっている。また、このほかにも特定の重要課題（新興・再興感染症対策、医薬品安全対策、食品安全対策など）における技術協力等の推進に資するため、任意拠出を行っている。

● 主要拠出国一覧

（単位：%）

順位	2006年 （分担金総額：446,558千ドル）			2007年 （分担金総額：446,558千ドル）		
	米	国		米	国	
1	米	国	22.000	米	国	22.000
2	日	本	19.468	日	本	19.468
3	ド	イ	8.662	ド	イ	8.662
4	英	国	6.127	英	国	6.127
5	フ	ラ	6.030	フ	ラ	6.030
6	イ	タ	4.885	イ	タ	4.885
7	カ	ナ	2.813	カ	ナ	2.813
8	ス	ペ	2.520	ス	ペ	2.520
9	中	国	2.053	中	国	2.053
10	メ	キ	1.883	メ	キ	1.883

● 日本の政府開発援助との協調実績

1975年に世界規模で開始されたWHOの拡大予防接種事業は着実に実績を上げ、予防接種率の向上とともに、対象疾患の報告数は減少傾向を示し、特に現在この事業の中で大きなウエイトを占めているポリオ根絶計画は、WHO西太平洋地域事務局（WPRO）管内で着実に成果を上げ、2000年10月に根絶が宣言された。

根絶が宣言された西太平洋地域でのポリオ根絶計画は、継続的な日本の支援と協力を通じて初めて可能となったことが、被援助国のみならず、支援国、国際機関の間で広く認識され評価されているところである。日本の政府開発援助による全国一斉投与用経口ポリオワクチン必要量全量の供与（ラオス、ベトナム、カンボジア、モンゴル、パプアニューギニア）は、WHOの助言、要請をもとに当該国政府との二国間政府協力の形で実施されている。

ポリオ根絶に係るコールドチェーン用機材および車両等も、同様に、WHOをはじめ関係国際機関の助言、要請をもとに、二国間政府協力の形で援助が行われている。

技術協力の面では、ポリオ根絶計画のための研修員の本邦諸協力機関への受入、さらには国立感染症研究所において、現在西太平洋地域の基幹試験機関として地域内各国から送付される便検体からのポリオウイルス最終同定と各国のウイルス同定施設に対する技術協力が行われている。

今後は、残る南アジア、アフリカ諸国に対し、撲滅に向けた援助を続けていくこととしている。また、南太平洋諸島のフィラリア病対策として、2000年度から協力を実施

している(特定感染症対策特別機材)。

こうした子どもの健康分野だけではなく、エイズ・結核・マラリア対策についても日本はWHO特に西太平洋地域事務局(WPRO)と緊密な連携をとりつつ行っており、特に結核等については、WPRO が調整している中国貧困地域への日本の抗結核薬の供与が他援助の呼び水となった経緯がある。

⑬ 世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期および経緯

2002年1月設立。森喜朗元総理大臣が主宰した2000年のG8九州・沖縄サミットで、サミット史上初めて感染症対策を主要議題の一つとしてとりあげたことが契機となり、感染症対策のための基金設立構想が生まれた。この流れが2001年の国連エイズ特別総会、G8ジェノバ・サミットを経て、2002年1月の世界基金設立につながったことから、日本は世界基金の「生みの親」と呼ばれる。

● 経緯・目的

世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)は、開発途上国等におけるHIV／エイズ、結核およびマラリアの三大感染症対策を資金支援する基金として、スイス・ジュネーブにスイスの国内法に基づき設立された。日本等が強調した新しい官民パートナーシップを基本理念とし、官民双方の関係者がプロジェクト形成・申請、承認、実施に参画して、三大感染症との闘いに努めている(例:世界基金理事会ではドナー国および受益国政府、国際関係諸機関、民間企業代表、民間財団、先進国NGO、開発途上国NGO、感染者代表が協働)。

2. 事業の仕組み

● 概 要

世界基金は、三大感染症に対処するための資金を集め、その資金を最も必要とする地域へ振り向けるために設立された。その目的を効果的に果たすため、政府や国際機関だけでなく、民間財団、企業等の民間セ

5. より詳細な情報

● 書籍等

World Health Report, 2007(WHO発行)

● ホームページ

世界保健機関 <http://www.who.int>

クター、NGOや感染症に苦しむコミュニティといった市民社会が一体となってパートナーシップを組み、次の基本原則にのっとり、開発途上国における三大感染症の予防、治療、ケア・サポートのために資金支援を行っている。

- 事業の実施は専門家に任せ、資金供与機関として活動
- 開発途上国の主体性の尊重
- 予防と治療、バランスのとれた統合的アプローチを追求
- 迅速かつ革新的な支援決定プロセスの確立
- 運営の透明性と説明責任の確保

感染症に苦しむ国々は、感染症の予防や治療のための案件を形成し、募集の時期に案件申請を提出することにより資金支援に応募することができる。世界基金の資金援助は独立した機関(技術審査パネル)を通じて技術的に有効な事業に向けられ、追加的な資金の支払は成果主義に基づいて行うなど、限られた資金を最大限に有効活用するため、結果を重視したものとなっている。

● 審査・決定プロセス

- (1) 資金の支援を受ける開発途上国ごとに設置される国別調整メカニズム(Country Coordinating Mechanism:政府、二国間・国際機関を通じた援助機関、NGO、学界、民間企業および三大感染症に苦しむ地域の人々等で構成)において、その国でのニーズや援助の吸収能力などに基づいて支援案件が形成される。
- (2) 案件が事務局に提出されると、保健、開発の専

門家で構成される技術審査パネル(Technical Review Panel)が純粋に専門家的な見地から審査。技術審査パネルは①承認、②条件付き承認、③再申請勧告、④却下の4つに分類して理事会に勧告する。

- (3) 理事会は、まだ使途が決まっていない手持ち資金の範囲内で、案件を承認する。
- (4) 理事会による最終的な支援案件の決定を受けると、世界銀行は各国に設置される国別調整メカニズムが指定する資金受入責任機関(Principle Recipient)に資金を送付する。このとき資金受入責任機関は事務局と協議して、達成すべき事業目標を定めて2年間の資金供与協定を取り決める。成果主義に基づいて資金支援を行うという世界基金のポリシーにより、目標達成に向けて明確な進捗が見られる場合には資金の追加的な支払を要請することができる。

3.最近の活動内容

● 概 要

2007年1月現在、官民ドナーによる世界基金への総拠出額は約97億ドルであり、世界基金は136か国、524件の感染症対策事業に対し101億ドルを上限とする無償資金支援を承認している。

これまで承認された資金供与の64%がHIV/エイズ対策に、22%がマラリア、14%が結核に活用されている(2007年10月31日現在)。また、国際的な三大感染症対策の支援資金のうち、世界基金による支援額はHIV/エイズ対策で21%、結核で67%、マラリアで64%を占めている。

これらの支援により、これまで全世界で約180万人の生命が救われている。

● 地域別実績

承認された支援資金の57%がサブ・サハラ・アフリカ

に充てられ、次いでアジア太平洋地域に12%、南米カリブ地域に8%、欧州・中央アジア地域に8%、南アジア地域に8%、中東地域に6%が配分されている(2008年1月現在)。

● 主要な事業

支援の成果(特記なき限り2006年12月現在。()内は承認事業完了による予測成果)

(a) HIV/エイズ

- 140万人(180万人)に対する抗レトロウイルス薬治療(2007年11月30日現在)
- 940万人(6,200万人)に対するHIV予防のための自発的カウンセリング・検査(VCT)サービス提供
- 4億2,000万個のコンドーム配布

(b) 結核

- 330万人(500万人)への直接監視下短期化学療法(DOTS:Directly Observed Treatment, Short-course)治療(2007年11月30日現在)
- 8,600人に対する多剤耐性結核(MDR-TB)の治療

(c) マラリア

- 4,600万張り(1億900万張り)の殺虫剤浸漬蚊帳配布(2007年11月27日現在)
- 4,400万人(2億6,400万人)に対する多剤耐性マラリアのためのアルテミシニン薬をベースとした併用療法(ACT)

(d) その他

- 200万人以上を救命
- 120万人以上の孤児に対する医療サービス・教育・ケアの提供
- 2,300万人に対する地域社会の教育活動
- 360万人の三大感染症対策の人材育成

● 2009年までの世界基金の目標と実績

		2004	2005	2006	2007	2008	2009
HIV: ARV薬による治療(人)	目標	125,000	350,000	600,000	875,000	1,200,000	1,600,000
	達成	130,000	384,000	770,000	—	—	—
結核:DOTS治療(人)	目標	300,000	700,000	1,200,000	1,800,000	2,600,000	3,500,000
	達成	385,000	1,000,000	2,000,000	—	—	—
マラリア:蚊帳配布(張り)	目標	2,000,000	5,000,000	15,000,000	30,000,000	60,000,000	100,000,000
	達成	1,350,000	7,700,000	18,000,000	—	—	—

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

日本は世界基金の設立に主導的な役割を果たし、設立後には最高意思決定機関である理事会メンバーとして世界基金の運営・管理に重要な役割を果たしている。日本は米国、イタリアとともに理事会で単独議席を持つ三国の一つで、理事会の下部組織となる4つの委員会のうち、政策戦略委員会と財政監査委員会のメンバー国でもある。最近では、資金動員タスクチーム、新事務局長選考委員会、内部監査官選考パネルといったアドホックな会合でも積極的にメンバーとなって貢献している。

● 財政負担

2005年6月30日、小泉純一郎総理大臣(当時)は世界基金への拠出を増額し、当面5億ドルの拠出を行う旨表明した。そのうち2006年3月に1.3億ドルを、2007年3月に1.86億ドルを拠出しており、5億ドルの拠出を速やかに完遂することを目指している。なお、日本はアジアにおける主要ドナー国として、2002年以降累計で6.6億ドルを世界基金に拠出している。

● 主要拠出国一覧

	誓約金額	拠出期限	現在までの拠出額
米 国	35億7,360万ドル	2001～2008年	25億3,961万ドル
フランス	25億1,300万ドル	2001～2010年	11億6,460万ドル
欧州委員会 (EC)	12億2,123万ドル	2001～2010年	7億2,851万ドル
ド イ ツ	12億7,775万ドル	2002～2010年	4億311万ドル
日 本	8億4,611万ドル	2002年～	6億6,267万ドル
イ タ リ ア	13億7,120万ドル	2002～2010年	10億826万ドル

出典:世界基金(2008年1月現在)

5. より詳細な情報

● ホームページ

- 世界エイズ・結核・マラリア対策基金(The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria)
<http://www.theglobalfund.org/en/>
- 世界基金支援日本委員会(Friends of the Global Fund, Japan)
<http://www.jcie.or.jp/fgfj/top.html>

⑭ 国連大学(UNU:United Nations University)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1972年第27回国連総会決議に基づき、1975年、東京に国連大学暫定本部が設置された。日本の協力は1972年以来行われている。

● 経緯・目的

- 1969年、ウ・タント国連事務総長が、国連総会で国際的な大学院大学としての国連大学創設を提唱。
- 当時日本に本部を置く国連機関がなかったこともあり、日本国内で同大学の設立・誘致の機運が高まり、1970年4月にウ・タント国連事務総長が訪日した際、佐藤栄作総理は国連大学創設構想実現への協力を日本政府として約束した。
- 1972年第27回国連総会で国連大学設立決議を採択。ただし、英国、米国等主要国が伝統的な意味での「大学」とすることに反対したため、「学者・研究者の国際的共同体」として設立されることとなった。

- 1973年第28回国連総会は「国連大学憲章」を採択。国連大学本部を東京首都圏内に設置することが決定した。
- 1975年、東邦生命ビル(東京)内に国連大学暫定本部を開設し、本格的な活動を開始。
- 1992年、東京・青山に新本部ビルが完成。土地は東京都が無償提供、建物の建設経費は日本(旧文部省)が負担した。

2. 事業の仕組み

● 概 要

国連大学は、その構成機関である大学本部(東京)および研究・研修センター／プログラム(世界13か国・地域)が世界各国の大学等と連携・協力関係を結び、それらをつなぐネットワークを通じ、人類の存続、発展および福祉等に係る地球規模の諸問題についての研究、人材育成および知識の普及を行うことを目的としてい

る。その活動資金は各国政府、国際機関およびその他非政府財源からの任意拠出金によって賄われており、2006～2007年(1会計年度は暦年2年間)の予算は8,804万5,000ドルである。

● 審査・決定プロセス

国連大学の最高意思決定機関である理事会が、国連大学の活動および運営をつかさどる原則および方針を定め、また、国連大学の事業プログラムを審議・承認し、また予算を決定する(年1回開催)。理事会は、個人の資格で任命される理事24名、職務上の理事3名および学長で構成される。

● 決定後の案件実施の仕組み

国連大学は本部(東京)もしくは研究・研修センター／プログラム(世界13か国・地域に所在)を通じ、または世界各国の大学・研究機関とのネットワークを通じて事業を実施する。事業実施後、学長は事業報告を理事会に提出しその審議を受ける。

3. 最近の活動内容

● 概要

国連大学は2006年の理事会で採択された2010年までの活動目標を設定する「戦略計画2007～2010」に基づき、洞察と政策研究を通じた国連システムへの寄与と特に、途上国に対するアウトリーチとネットワーキング活動を最優先課題として活動している。

● 主要な事業

(1) 研究活動

国連大学は「平和とガバナンス」、「環境と開発」の2つの領域で研究活動を行っている。2006年の主な活動テーマは以下のとおり。

- 平和と安全保障
- 良い統治－地域から世界へ
- 開発と貧困削減
- 環境と持続可能性
- 科学、技術、社会
- 持続可能な開発のための教育
- ジェンダーと人口移動
- 地域の安全保障とグローバル・ガバナンス
- 持続可能な開発のガバナンス

(2) 研修活動

国連大学では主に開発途上国の人材育成を目

的として研修事業を実施している。

- 研究者個人や研究機関全体の能力向上を支援する「大学院レベルの学者・専門家のための長期研修コース」(テーマ:「天然資源分析と管理におけるコンピュータ利用」、「植物組織培養の農業への応用」等)
- 若い研究者、特に開発途上国出身者の研究レベルの向上を支援する「修士・博士課程や博士修了者向けプログラム」(テーマ:「持続可能な地域開発のガバナンス」、「食料農業用植物遺伝資源条約におけるアクセスと利益配分(ABS)と生物多様性条約の課題」等)
- 国際機関の職員、または外交官を目指す人たちのための「国際講座」(テーマ:「国連システム:構造、制度および規範への挑戦」、「環境変化:リスクの管理」等)
- 大学生、大学院生(留学生を含む)、若い社会人のためのグローバルセミナー(テーマ:「テロリズム－地球規模の挑戦」、「地球環境と人間社会－国連・国家・市民の役割」等)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

国連大学の理事会は、個人の資格で任命される24名の理事、職務上の理事3名および学長から構成される。日本は設立以来連続して邦人理事を送り込んでおり、現在は寺田輝介フォーリンプレスセンター理事長が理事に就任している。

● 邦人職員

邦人の正規職員数は2007年1月現在で22名。

● 日本の財政負担

日本は国連大学への最大の拠出国であり、2006年は外務省から239万ドルおよび6,471万円(留学生支援事業費)、文部科学省から2億1,200万円(下記「国連大学研究・研修センター学術協力信託基金」への拠出を含む)、環境省から1億2,000万円(持続可能な開発のための教育の10年構想事業費)を拠出している。2006年の各国政府拠出額の第2位はマレーシア、第3位はオランダである。

● 各国の国連大学に対する拠出額および拠出率

(単位:千ドル、%)

順位	2005年			2006年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	日本	7,404	48.9	日本	6,636	32.9
2	ドイツ	2,804	18.5	マレーシア	4,800	23.8
3	オランダ	1,373	9.1	オランダ	2,268	11.3
4	カナダ	1,051	6.9	ドイツ	1,899	9.4
5	ヨルダン	1,000	6.6	カナダ	1,207	6.0
6	ベルギー	336	2.2	スウェーデン	956	4.7
7	マカオ	333	2.2	フィンランド	601	3.0
8	イギリス	284	1.9	ヨルダン	500	2.5
9	デンマーク	192	1.3	ベルギー	380	1.9
10	ノルウェー	149	1.0	イギリス	300	1.5
	その他	219	1.4	デンマーク	240	1.2
				その他	362	1.8
	合計	15,145	100.0	合計	19,909	100.0

● 主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況

日本からは「国連大学研究・研修センター学術協力信託基金」として国連大学高等研究所に対して拠出しており、2007年度は「エコ・システムと人間」、「持続可能な開発のガバナンス」、「バイオ・ディプロマシー・イニシアティブ」のプログラム等に対し計1億3,200万円を拠出している。

5. より詳細な情報

● 書籍等

● United Nations University Annual Report

当該年度の新規事業に重点を置いた報告書。毎年春に発行。国連大学広報部で入手可能。

● 国連大学年次報告 上記の日本語版

● ホームページ

<http://www.unu.edu/>

⑮ 国際労働機関 (ILO: International Labour Organization)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

ILOは、第一次世界大戦後の1919年、ヴェルサイユ条約第13編「労働」に基づき、国際連盟の機関(加盟42か国)として発足した。日本は、ILO創立時の加盟国であったが、1940年の脱退を経て1951年に再加盟し、1954年以降主要産業国(常任理事国:ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ロシア、英国および米国の10か国)の1つとなっている。

● 経緯・目的

ILOは国際連合の専門機関であり、三者構成の形式をとっている。労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完全雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的としている(ILO憲章およびフィラデルフィア宣言(同憲章附属書))。

2. 事業の仕組み

● 概要

ILOは2年予算制をとっており、その財政収入は、通常予算および予算外財源に大別される。加盟国が

それぞれの分担率に従って拠出する分担金により賄われる通常予算は、会議予算、調査研究等ILOの通常の活動の費用、人件費に充てられる。国連開発計画(UNDP)からの割当資金、加盟国からの任意拠出金等からなる予算外財源は、主として技術協力活動のための費用となる。

● 審査・決定プロセス

ILOは各加盟国により構成され、1年に1度開催される国際労働総会を最高意思決定機関としており、総会で選出された理事(政府代表28名、労働者・使用者代表各14名)により構成される理事会が、事務局の監督、事務局から提出された主要な事業計画や、人事、会議の開催などについて了承を与えている。

総会では、条約・勧告の審議・採択、予算・分担率の決定、条約の実施状況の審議などを主要任務としている。

予算外財源については、ILOが作成した事業計画案について援助国と事務局間で協議を行い、決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

ILOでは通常予算は項目別に定められた事業を事

務局が実施する。事業の実施状況については理事会に報告がなされる。

予算外財源については、ILO事務局と援助国との間の合意事項に基づき事業が実施され、事業終了後にはILOから援助に対し、報告が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概 要

ILOでは、1999年以降「働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)の実現」のため、①労働における権利、②雇用、③社会保護、④社会対話—の4つの戦略目標を掲げ、これらに重点を置いて援助を行っている。

なお、2006年における上記4分野の技術協力(通常予算および予算外財源の合計)実績は以下のとおりである。

①労働における権利	77,170千ドル	45.8%
②雇用	55,110千ドル	32.8%
③社会保護	21,220千ドル	12.6%
④社会対話	13,313千ドル	7.9%

※このほかに、その他として1,770千ドル(1.0%)がある。

● 地域別実績

2006年における地域別援助額(通常予算および予算外財源の合計)とその比率は以下のとおりである。

(単位:千ドル、カッコ内は構成比:%)

アフリカ	40,487	(24.0)
アジア・太平洋 ^(※1)	53,471	(31.7)
ラテンアメリカ	23,588	(14.0)
アラブ諸国・中東	2,844	(1.7)
ヨーロッパ ^(※2)	11,991	(7.1)
地域間	36,201	(21.5)
合 計	168,582	(100.0)

※1 アフガニスタンおよびイランを含む。

※2 イスラエルを含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1919年の加盟以来、日本は、ILOの活動に積極的に参画している(1940年に脱退し、1951年に再加盟)。1954年以降は日本政府は常任理事国となっている(1970年代以降政労使ともに理事を務める)。

● 邦人職員

ILOは、2006年12月現在でジュネーブ本部に983名、地域総局等地域組織に739名の合計1,722名の職員がいるが、そのうち邦人職員は39名。

● 日本の財政負担

2006～2007年のILO予算は約7億4,300万スイスフラン(2年間の総額)。一般予算の財源は、加盟国の義務的負担である分担金により賄われる。2006年および2007年の日本の分担率は19.485%で、2007年の分担金は約7,000万スイスフラン。米国(分担率22%)に次いで第2位の拠出国となっている。また、このほかにもILOによる技術協力等への支援として、任意拠出を行っている。

● 主要拠出国別分担率

(単位:%)

2006～2007年予算 規模:742,887,500スイスフラン		
米 国		22.000
日 本		19.485
ド イ ツ		8.670
英 国		6.133
フ ラ ン ス		6.036
イ タ リ ア		4.890
カ ナ ダ		2.816
ス ペ イ ン		2.523
韓 国		1.797
ブ ラ ジ ル		1.524

5. より詳細な情報

● 書籍等

The ILO :What it is, What it does

● ホームページ

国際労働機関 <http://www.ilo.org>

⑬ 国際原子力機関 (IAEA:International Atomic Energy Agency)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1957年、IAEAは米国のイニシアティブの下に国連総会決議を経て創設された。日本は、同年のIAEA設立当初からの加盟国であり、加盟と同時に予算計上を行った。

● 経緯・目的

ウラン、プルトニウム等の核物質は、原子力発電のような平和目的のためにも、また、核兵器製造等の軍事利用のためにも使用され得る。このため、原子力の平和的利用の開発は、常に核兵器の拡散をいかに防止するかという問題を伴う。第二次世界大戦終結後、世界が原子力の平和的利用から得られる経済的利益に注目し始めたこと等を背景に、原子力の平和的利用の推進と核拡散問題に対処する国際協力体制の必要性が高まり、創設された。

IAEAの主な目的は、IAEA憲章に定められている(技術協力を通じた)原子力の平和的利用の促進および原子力活動が軍事転用されていないことを検認するための保障措置の実施、並びに原子力安全の確保である。

2. 事業の仕組み

● 概要

IAEAは、原子力安全、原子物理学および原子化学、並びに農業、医療、工業、環境等の放射線およびアイソトープ利用の各分野で、専門家派遣、機材供与および研修員の受入れ等の分野の技術協力事業を実施している。その活動資金は、各国に割り当てられた「技術協力基金」に対する拠出により賄われている。2007年の同基金の予算目標総額は8,000万ドルである。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の要請に基づき、事務局が事業計画を作成し、基金の目標総額を理事会の承認を得て総会に提出し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

決定された事業計画に基づき、当該事業を要請した国または地域に対し、IAEAが専門機関として自らその知見を活用して事業実施にかかわる調整を行う。事業

の実施に際しては、当該利益国の自助努力に加え、先進国あるいはIAEAの専門家の参加を得ることもある。

3. 最近の活動内容

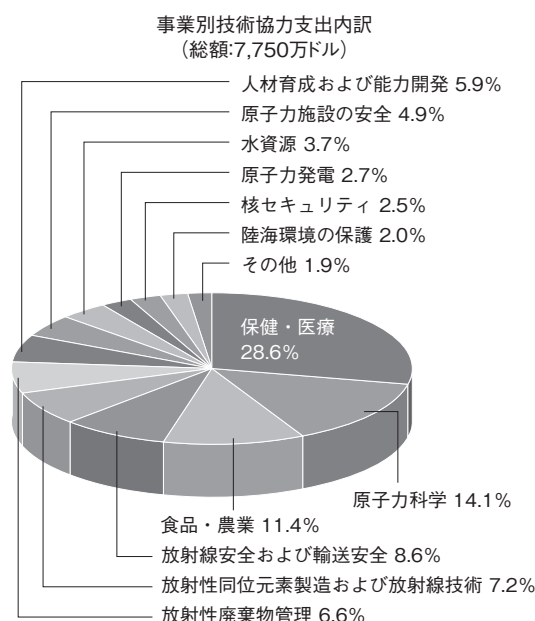
● 概要

原子力安全、医療、食糧・農業、工業、環境等の分野において専門家派遣、機材供与、訓練コース開催等を実施。

● 活動実績

技術協力基金による活動の、事業別実績は以下のとおり。

(出典:IAEA Technical Cooperation Report for 2006)



4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

原子力の平和的利用の推進および核不拡散の重要性を認識する日本は、IAEA憲章の原加盟国であるとともに、発足当初からIAEAの意思決定機関である理事会の理事国として、IAEAの政策決定・運営に一貫して参画し、その活動に積極的に協力してきた。また、日本は世界有数の原子力推進国として、開発途上国のための原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力プログラムへの人的・財政的協力を積極的に実施している。

● 邦人職員

事務局には、2007年1月現在、谷口富裕事務次長、村上憲治保障措置局実施C部長、尾本彰原子力局原子力発電部長をはじめ48名の邦人職員が在籍している(うち地理的配分対象の正規職員24名)。

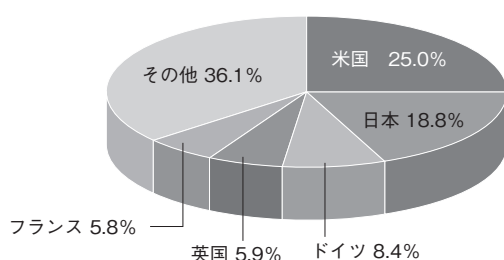
● 日本の財政負担

技術協力基金に対し2005年度1,456万ドル(全体の18.8%)、2006年度1,456万ドル(全体の18.8%)を拠出している(米国に次ぎ第2位)。

● 技術協力基金拠出割合

(2006年12月末の実際の拠出額)

(出典:IAEA Technical Cooperation Report for 2006 Supplement)



● 主な使途を指定した特別拠出

日本(1978年から加盟国)を含む17か国が加盟国であるRCA(IAEA・アジア原子力地域協力協定)の活動を通じて、日本はアジア地域の国に対して放射線を利用した医学分野等での技術協力プロジェクトを行っている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

毎年、Annual Reportを発刊しているほか、技術系の書籍等を多数発刊している。

また、その一覧は下記のホームページに掲載されている。

● ホームページ

<http://www.iaea.org>

<http://www.rcaro.org>

⑰ 国際農業研究協議グループ (CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

1971年5月、ワシントンにおいて、世界銀行、FAOおよびUNDPを発起機関とし、日本を含む先進16か国、地域開発銀行、開発途上国農業研究支援に実績を有する民間財団等が参加し、CGIARの設立が決定された。日本は、1977年度からCGIARに対する拠出を行っている(なお、1970年度から1975年度までは国際稲研究所拠出金、1976年度は国際稲研究所および国際半乾燥熱帯地作物研究所拠出金として拠出)。

● 目的

CGIARは、国際農林水産研究に対する長期的かつ組織的の支援を通じて、開発途上国における食糧増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として設立され、CGIARの下で国際農林水産研究を実施する15の研究センターが研究・普及活動を行っている。

2. 事業の仕組み

● 概要

- (1) CGIAR傘下研究センターの研究・普及活動は、開発途上国の食糧作物の約75%(穀物、豆類、イモ類、家畜等)を対象とし、最新の科学研究技術による開発途上国の多様な土地・生態に適した品種改良や病虫害管理等の技術開発を実施している。また、農業の基盤である土地(土壌)、水(かんがい等)のほか、森林資源(熱帯林)や水産資源等の天然資源の適切な管理・保全を行うため、「環境に優しい」農林水産技術の研究開発を行い開発途上国における持続可能な農業の確立を目指している。
- (2) CGIAR傘下の各研究センターは、植物遺伝資源の収集とその保全の分野でも多大な貢献をしている。例えば、3,000種以上の食糧作物、肥料、牧草等有用植物遺伝資源からなる50万点以上の植物遺伝資源を、失われつつある貴重な植物

種の保全、開発途上国の作物等の品種改良、育種等に活用している。また先進国、途上国を問わず、これら遺伝資源を各国の遺伝子研究のため利用している。さらに、これら遺伝資源の保存、利用等に関する地球規模のネットワークを構築している。

- (3) CGIARは、従来の地球規模の人口問題に伴う農業分野の食糧増産を中心とした研究に加え、地球規模の砂漠化、森林破壊、土壌劣化、気候変動等の環境要因を重視し、持続可能な農業生産のための天然資源の管理と保全等をも研究の重点目標に置いている。

● 審査・決定プロセス

CGIARは、全メンバーが参加する年次総会、メンバー国・機関から選出された理事により構成される執行理事会において、各種の意思決定を行っている。また、CGIAR傘下の研究センターの運営に関する意思決定は、各センターの理事会が行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

年次総会、執行理事会、各センターの理事会における決定に基づき、各センターが実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

貧困、飢餓、栄養失調のための一層効果の高い活動を目指すため、今後10年間の活動の優先分野を定めた戦略を2005年に決定した。

● 地域別実績

CGIARは、その事業の47%をサブサハラ・アフリカにおいて行っている。次いで、アジア(30%)、ラテン・アメリカおよびカリブ(14%)、西アジアおよび北アフリカ(9%)の順となっている(2006年)。

● 主要な事業

CGIARの事業を分野別に見ると、持続可能な生産に関するものが33%、途上国の農業研究機関の強化

に関するものが20%、品種改善に関するものが17%、政策改善に関するものが18%、生物多様性保護に関するものが12%となっている(2005年)。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はCGIARのメンバーとして年次総会に参加し、CGIARの意思決定に関与している。また、CGIAR傘下の9研究センターの理事会に、日本人理事(個人資格)が参加し、各センターの意思決定に関与している。

● 邦人職員

CGIAR傘下の研究センターにおける邦人研究員数は36名(2007年4月)。

● 日本の財政負担

日本は、2006年度にCGIAR傘下の研究センターに対し、14億8,267万円を拠出した。全拠出金に占める2006年度の日本の拠出割合は約2.1%(第11位)となっている。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:千ドル、%)

順位	2005年			2006年		
	国名	金額	シェア	国名	金額	シェア
1	米国	54,800	12.2	米国	60,700	14.1
2	世界銀行	50,000	11.1	世界銀行	50,000	11.7
3	英国	44,200	9.8	英国	45,400	10.6
4	カナダ	36,400	8.1	カナダ	26,900	6.3
5	E C	30,600	6.8	オランダ	20,100	4.7
6	オランダ	24,100	5.4	スイス	17,500	4.1
7	スイス	18,200	4.0	ドイツ	15,300	3.6
8	ドイツ	15,400	3.4	スウェーデン	14,400	3.4
9	スウェーデン	14,300	3.2	ノルウェー	13,400	3.1
10	ノルウェー	12,600	2.8	オーストラリア	10,100	2.4
	合計	450,000	100.0	合計	429,000	100.0

5. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.cgiar.org/>

⑱ 国際農業開発基金

(IFAD:International Fund for Agricultural Development)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

国連の専門機関として1978年から業務を開始。日本は、原加盟国としてIFAD設立当初から資金協力を行っている。

● 経緯

1974年11月、ローマで開催された世界食糧会議において、開発途上国の農業生産増大に必要な資金調達のため、国際農業開発基金の設立構想が決議されたことにより設立され、1978年からローマにおいて業務を開始。

● 目的

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供すること。

2. 事業の仕組み

● 概要

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発事業に必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。その活動資金は、加盟各国から過去複数の増資を通じて拠出されている。

● 審査・決定プロセス

IFADの行う事業のうち、融資および贈与等個々の事業については、年3回開催される理事会において審議・承認が行われる。また、IFADの事業に関する方針、政策を決定する場合には、理事会での審議・承認に加えてすべての加盟国により構成される総務会における承認を経て決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

IFAD自身は「金融機関」として資金の提供を行い、個々の事業は、IFADの融資対象国である加盟国、必要に応じて関係する国際機関およびNGO等市民社会団体の協力を得て実施される。なお、IFAD融資事業の管理・評価等は、IFAD自身も行っているが、同機関は基本的に現地事務所を有していないため、UNOPS

等の他機関にも委託されている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2006年末において、IFADは186の事業を実施中であり、その総事業費は62億ドル（うちIFADによる投資額は29億ドル）となっている。

また、2006年に策定された「IFADの戦略枠組み2007～2010」においては、開発途上国の農村の人々に、より高い所得とより良い食料安全保障を達成する能力を与えることをIFADの目標と位置付けている。

● 地域別実績

(通常融資案件ベース)

(単位:百万ドル)

地 域	2005年	2006年
西・中央アフリカ	62.3	57.8
東・南アフリカ	75.9	88.6
アジア・太平洋	93.1	127.2
中 南 米	42.3	57.4
中東・北アフリカ	68.0	55.9
合 計	341.6	386.9

出典:IFAD2006年次報告

● 主要な事業

IFADの中心となる融資分野は、農業開発、農村開発、農村金融、かんがい、畜産・漁業、定住、食糧の貯蔵・加工・マーケティング、調査・訓練の9分野。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、理事会における理事国として個々の事業の承認、事業に関する方針、政策の決定に関与している。

● 邦人職員

邦人職員は4名勤務(2007年1月現在)。

● 日本の財政負担

IFAD設立時の当初拠出およびその後第1次から第6次までの各増資期間において、日本は総額約2.8億ドルを拠出し、米国、サウジアラビア、ドイツに次ぐ第4位の拠出国として貢献している。なお、第7次増資期間(2007～2009年)において、日本は3,300万ドルの拠出を表明している。

5. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.ifad.org>

① 国際復興開発銀行 (IBRD: International Bank for Reconstruction and Development) および国際開発協会 (IDA: International Development Association)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

IBRDは、1946年6月に設立。日本は1952年に加盟。

IDAは、1960年9月に設立され、日本は設立当初から加盟している。

● 経緯・目的

IBRDは、第二次大戦後、ブレトン・ウッズ協定の下で、国際通貨基金(IMF)とともに設立された。IBRDの当初の目的は、戦争破壊からの復興と開発途上国における生産設備および生産資源の開発であるが、最近では、開発途上国の貧困緩和と持続的成長のための支援を業務の目的としている。2007年12月末現在185か国が加盟している。

IDAは、IBRDが準商業ベースで貸付けを行っているのに対して、そうした条件で借入れが困難な開発途上国に対して、より緩和された条件で融資を行うことを目的としている。2007年12月末現在166か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概 要

IBRDおよびIDAは、開発途上国における貧困緩和に向けた努力を支援することを目的として、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトや構造調整プログラムの実施に対して、主に長期の貸付け・融資により支援を行っている。

IBRDの事業資金は、市場からの資金調達により賄われており、2007世界銀行年度(2006年7月～2007年6月)の中長期の資金調達額は約110億ドルとなっている。IDAの融資のための事業資金は、先進加盟国からの出資金、IBRDの純益の移転等により賄われており、おおむね3年に1度、出資国による増資交渉が行われる。

● 審査・決定プロセス

IBRDおよびIDAは、各国のマクロ経済調査、セクター調査等の各種調査を行い、国別支援戦略(CAS)を策定し、支援の重点分野を決定する。その後、支援戦略との整合性、貧困緩和・経済発展への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、借入国政府やほかの援助機関との対話を行いつつ具体的な支援プロジェクト・プログラムを決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入国自身が行っており、IBRDおよびIDAはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2006世界銀行年度(2005年7月～2006年6月)の貸付け・融資承認総額は、IBRDが約141億ドル、IDAが約95億ドルである。2007世界銀行年度(2006年7月～2007年6月)の貸付け・融資承認総額は、IBRDが約128億ドル、IDAが約119億ドルとなっている。

● 地域別実績

IBRDおよびIDAの地域別貸付け・融資承認実績は以下のとおり。

IBRD		(単位:百万ドル)		
	2006世界銀行年度		2007世界銀行年度	
	件数	金額	件数	金額
サブサハラ・アフリカ	2	40	2	38
東アジア・大洋州	16	2,344	17	2,807
南 ア ジ ア	5	1,231	8	1,600
欧州・中央アジア	30	3,532	32	3,340
中東・北アフリカ	9	1,334	10	692
ラテンアメリカ・カリブ地域	50	5,654	43	4,353
合 計	112	14,135	112	12,829

IDA

(単位:百万ドル)

	2006世界銀行年度		2007世界銀行年度	
	件数	金額	件数	金額
サブサハラ・アフリカ	72	4,747	91	5,759
東アジア・大洋州	20	1,057	19	1,237
南 ア ジ ア	22	2,566	34	4,032
欧州・中央アジア	33	513	27	422
中東・北アフリカ	7	367	13	200
ラテンアメリカ・カリブ地域	13	256	5	216
合 計	167	9,506	189	11,867

● 主要な事業

IBRDおよびIDAの事業の分野別の内訳は、以下のとおりとなっている。

(単位:億ドル)

	2006世界銀行年度		2007世界銀行年度	
	IBRD	IDA	IBRD	IDA
法 務 ・ 司 法 ・ 行 政	31	27	27	27
金 融	20	3	12	5
運 輸	21	11	36	14
保健その他のサービス	11	10	9	19
エ ネ ル ギ ー ・ 鉱 業	21	10	5	12
産 業 ・ 貿 易	8	8	8	5
教 育	10	10	4	15
農 業 ・ 漁 業 ・ 林 業	7	10	9	8
上 下 水 ・ 治 水	11	7	19	12
情 報 ・ 通 信	1	1	1	1
合 計	141	95	128	119

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、貸付け・融資の承認等の日常業務の意思決定は24人の理事(任命理事5人、選任理事19人)からなる理事会で行われており、日本からは任命理事として単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員3,328名のうち日本人職員61名(2007年6月末現在)。勝茂夫副総裁(欧州・中央アジア担当)等が活躍している。

● 日本の財政負担

IBRD資本金(授權資本ベース)約1,898億ドルのうち、日本の出資額は約153億ドル(シェア約8.1%)であり加盟国中第2位。また、IDAの資本金(第14次増資後)

約1,684億ドルのうち日本の出資額は約289億ドル(シェア約17.1%)であり、加盟国中第2位である。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

(1) 開発政策・人材育成基金

(PHRD Fund: Policy and Human Resources Development Fund, 1990年創設)

2005年度拠出 約54億円

2006年度拠出 約51億円

使途:

- ①プロジェクトの案件発掘や事業化のための事前調査などのプロジェクト案件形成および案件実施に対する支援
- ②開発途上国政府の制度の企画・立案等に対する政策助言の支援
- ③開発途上国政府職員等を対象とした研修プログラムの実施等人材育成活動の支援、日本の人的貢献の支援等

2006世界銀行年度中の案件(例)は以下のとおり。

国 名	案 件 名	承認額 (千ドル)
ベトナム	税務行政近代化プロジェクト	999.0
シエラレオネ	地方民間セクター開発	270.0
スリランカ	国家水資源管理改善プロジェクト	550.0

(2) 日本社会開発基金

(JSDF: Japan Social Development Fund)

2005年度拠出 約56億円

2006年度拠出 約65億円

使途:日本社会開発基金は、世界的な金融・経済危機の影響を受けた世界銀行グループに加盟している開発途上国の貧困対策を支援することを目的として、日本からの資金拠出により、2000年6月に世界銀行に創設されたものである。本基金は、貧困層に対する基本的社会サービスの提供、貧困削減のための革新的なアプローチを取り入れたパイロット・プロジェクト、地域コミュニティおよびNGOの能力強化をgrant・ベースで支援するものであり、世界銀行によって運営・管理される。

2006世銀年度中の案件(例)は以下のとおり。

国名	案件名	承認額 (千ドル)
ホンジュラス	青少年育成基金	2,000.0
エチオピア	緊急医療サービス提供促進	1,542.4
インドネシア	地方における生計向上支援	1,297.6

● 日本の政府開発援助との協調実績

2007世銀年度は約168億ドル。

5. より詳細な情報

● 書籍等

「World Bank Annual Report」

世界銀行 (IBRD、IDA) の年次報告書。例年総会の開催される9月ごろに発行。世界銀行東京事務所で無料配布の他、東京事務所ホームページに全文掲載。

● ホームページ

本部 <http://www.worldbank.org>

東京事務所 <http://www.worldbank.org/japan/jp>

⑳ 国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

IMFは、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印された国際通貨基金協定 (1945年12月発効) に基づき、1946年3月から業務を開始している。日本は1952年に加盟している。

● 経緯・目的

国際通貨基金協定の目的は協定第1条に規定されており、国際通貨協力の促進、国際貿易の拡大とバランスの取れた成長の促進、為替安定の促進、多国間決済システム確立の支援、および国際収支上の困難に陥っている加盟国への一般財源の提供である。2008年1月現在の加盟国数は185か国である。

2. 事業の仕組み

● 概要

IMFの具体的活動としては、①国際収支危機を未然に防ぐための加盟国のマクロ経済・為替政策に関するサーベイランス (監視)、②加盟国の国際収支調整および経済構造調整のための融資、③加盟国財政金融制度の整備や統計作成のための技術支援等一が挙げられる。

● 審査・決定プロセス (IMFの国際収支支援)

被支援国が、IMFと協議しつつ経済調整プログラムを策定し、理事会において当該プログラムおよび融資の内容を審査の上、承認がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

原則として、承認と同時に一定額が引出し可能となり、その後、IMFが当該国のプログラム履行状況を定期的にレビューし、その結果に応じて資金が引出し可能となる。

3. 最近の活動内容

● 概要

アジア通貨危機の教訓を踏まえ、グローバル化に伴う環境の変化に対応した国際通貨システムの構造強化に向けた種々の取組を行っている。

また、低所得国に対しては、中期的なマクロ経済調整および構造調整プログラムの履行支援を目的として、譲許的な条件 (金利0.5%、期間10年) によるPRGF融資 (Poverty Reduction and Growth Facility; 1999年11月に従来の拡大構造調整ファシリティ (ESAF: Enhanced Structural Adjustment Facility) から名称変更されたもの) を実施している。

● 地域別実績

① IMFの通常融資 (一般資金の引き出し)

(単位: 百万SDR)

	2005年		2006年	
	国数	金額	国数	金額
アフリカ	—	—	1	7
アジア	2	108	—	—
ヨーロッパ	3	1,801	3	2,064
中東	—	—	—	—
西半球	4	380	2	299
合計	9	2,289	6	2,369

②PRGF融資

(単位:百万SDR)

	2005年		2006年	
	国 数	金 額	国 数	金 額
アフリカ	22	219	18	195
アジア	1	67	2	115
ヨーロッパ	6	87	6	93
西半球	3	31	5	103
合 計	32	404	31	506

出典:①・②ともIMF発行のInternational Financial Statistics,Dec2007

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IMFは各加盟国の総務(代表)により構成される総務会(年1回開催)を最高意思決定機関とし、日本は財務大臣が総務に任命されている。総務会に対しては、国際通貨金融委員会(年2回開催)が勧告・報告を行っている。なお、日常業務の決定(融資の承認等)は日本を含む5か国からの任命理事と19人の選任理事からなる理事会で行われている。

日本はIMFに加盟した1952年以降現在まで理事国を務めている(1970年以降は任命理事となっている)。

● 邦人職員

IMFのスタッフは、各国理事室職員を除いて2007年4月30日現在2,667人(専門職1,991人、補助職676人)となっている。専門職1,991人のうち邦人職員は35人。主な邦人幹部職員では、加藤隆俊氏が副専務理事、有吉章氏がアジア太平洋地域事務所長を務めている。

● 日本の財政負担

2008年1月末現在、日本の出資額は133億1,280万

SDR、出資シェアは約6.1%であり、米国に次いで加盟國中第2位。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

特定活動にかかる管理勘定(Administered Account for Selected IMF Activities-Japan)等

2005年度拠出 約25.8億円

2006年度拠出 約23.5億円

使途:技術支援(金融セクター改革、統計整備、税制改革等に関する専門家の派遣・セミナーの実施)および奨学金制度(アジア・太平洋諸国の人材育成等)への支援

● 日本の政府開発援助との協調実績

IMF融資と旧日本輸出入銀行(現国際協力銀行)の融資(OOF(その他の公的支援))との協調融資はあるものの、旧海外経済協力基金(現国際協力銀行)等の政府開発援助との協調融資はない。

ただし、通常、公的債務削減等はIMFプログラムの合意および履行を前提として行われている。

5.より詳細な情報

● 書籍等

「Annual Report of the Executive Board」

IMFの年次報告。例年総会の開催される9月頃に発行。IMFへ直接注文(価格・送料(船便の場合)は無料)。

● ホームページ

<http://www.imf.org> (IMF本部)

<http://www.imf.org/external/oap/jpn/office.htm>
(IMFアジア太平洋地域事務所)

②1 アジア開発銀行(ADB:Asian Development Bank)およびアジア開発基金(ADF:Asian Development Fund)

1.設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1963年に開催された第1回アジア経済協力閣僚会議において、ADBの設立が決議され、1966年に正式に発足。日本は設立準備段階から参画しており、原加盟国である。

● 経緯・目的

ADBは、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP、旧称ECAFE)の発案により、アジア太平洋地域における経済成長および経済協力を助長し、開発途上国の経済開発に貢献することを目的として設立された(本部マニラ)。2007年2月末現在で67の国および地域が加盟しており、日本を含む域内加盟国は48か

国、域外加盟国数(米国、ヨーロッパ)は19か国となっている。歴代総裁はすべて日本人であり、現在の総裁(第8代目)は黒田東彦氏である。

2. 事業の仕組み

● 概 要

ADBの主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付け・株式投資、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務、③開発目的のための公的・民間支援の促進、④開発途上加盟国の開発政策調整支援等一である。

ADBの財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国への融資業務に使用される「通常資本財源(OCR)」と、低所得国向けに緩和された条件で融資業務に使用される「アジア開発基金(ADF)」がある。また、加盟国からの拠出金とOCRおよびADFからの配分金からなる「技術援助特別基金」があり、技術援助に用いられている。2006年末現在、OCR(応募済み資本ベース)は532億ドル、ADFは231億ドルとなっている。

● 審査・決定プロセス

ADBが融資借入国との協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

ADBが事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● 概 要

ADBの業務活動は域内諸国の持続可能な開発に貢献するという役割の中で、1999年11月には貧困層重視の持続的経済成長、社会開発、グッド・ガバナンスを三本柱とする貧困削減戦略を策定した。その後、2006年5月に、2006～2008年の3年間を対象とした基本的業務指針を定めた第二次中期戦略を発表し、①投資の促進、②社会的弱者に焦点を当てた業務の強化、③地域協力統合の促進、④環境への配慮、⑤ガバナンス改善と汚職対策一の5項目を戦略的優先項目としている。2005年の融資承認額はOCRが約44億ドル、ADFが約14億ドル、2006年はOCRが約61億ドル、ADFが約13億ドルであり、最近はエネルギー部門への支援が増えてきている。

2005年、2006年中の部門別実績は以下のとおり(OCR+ADF)。

(単位:百万ドル、%)

2005年			2006年		
部 門	金 額	シェア	部 門	金 額	シェア
農 林 水 産	314	5	農 林 水 産	807	11
エ ネ ル ギ ー	1,074	19	エ ネ ル ギ ー	1,370	19
金 融	284	5	金 融	1,787	24
工 業 ・ 貿 易	25	0.4	工 業 ・ 貿 易	10	0.1
教 育	58	1	教 育	251	3
保健・社会保障	58	1	保健・社会保障	—	—
給水・衛生・廃棄物処理	618	11	給水・衛生・廃棄物処理	639	9
運 輸 ・ 通 信	1,723	30	運 輸 ・ 通 信	1,433	19
法律・経済運営・公共政策	778	13	法律・経済運営・公共政策	220	3
多 目 的	865	15	多 目 的	880	12
合 計	5,797	100	合 計	7,396	100

● 国別実績

借入国別2006年の実績では、中国・パキスタン・インド等が上位を占めている。

2005年中の国別実績は以下のとおり(OCR+ADFの上位10か国)。

(単位:百万ドル、%)

国 名	金 額	シェア
中 国	1,500	25.9
インドネシア	1,146	19.8
パキスタン	776	13.4
ベトナム	578	10.0
バングラデシュ	475	8.2
インド	440	7.6
スリランカ	253	4.4
フィリピン	180	3.1
アフガニスタン	135	2.3
ラオス	70	1.2
そ の 他	245	4.2
合 計	5,797	100.0

2006年中の国別実績は以下のとおり(OCR+ADFの上位10か国)。

(単位:百万ドル、%)

国名	金額	シェア
中国	1,572	21.3
パキスタン	1,536	20.8
インド	1,535	20.8
インドネシア	785	10.6
フィリピン	650	8.8
ベトナム	308	4.2
バングラデシュ	255	3.4
カザフスタン	125	1.7
アフガニスタン	118	1.6
ネパール	86	1.2
その他	426	5.8
合計	7,396	100.0

● 主要な事業

国名	案件名	承認額 (百万ドル)
パキスタン	金融サービスへのアクセサビリティ向上プログラム	320
モンゴル	教育開発プログラム	13
バブアニューギニア	道路修繕および改良支援	53
バングラデシュ	農村におけるインフラ改良プログラム	96
ラオス	基礎教育向上プログラム	9

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等日常業務の意思決定は12人の理事(域内国8人、域外国4人)からなる理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員837名のうち黒田総裁をはじめ日本人職員118名(2006年末現在)。

● 日本の財政負担

2006年末現在、通常資本財源(応募済み資本ベース)532億ドルのうち、日本の出資額は83億ドル(シェア15.6%)であり、米国とともに加盟国中第1位。また、アジア開発基金231億ドルのうち日本の拠出額は86億ドル(シェア37.2%)であり、加盟国中第1位である。

● 主な用途を明示した信託基金への拠出、活用状況

(1) 日本特別基金

日本特別基金(Japan Special Fund、1988年に創設)

2005年度拠出 約29億円

2006年度拠出 約33億円

用途:

- ① プロジェクトの案件発掘や事業化のための事前調査などプロジェクトの案件形成に対する支援
- ② 途上国政府の制度の企画・立案等に対する政策助言の支援
- ③ 日本を含むアジアの経済発展の経験に関する調査・研究活動の支援
- ④ メコン河流域開発等の地域的なプロジェクトへの技術援助

なお、2006年において日本特別基金による支援案件は64件(実績)であり、主なものを列記すれば以下のとおりである。

国名	案件名	承認額 (千ドル)
ウズベキスタン	農村地域の上下水道整備プロジェクト調査	400
モンゴル	農産品開発のための戦略策定支援	1,000
バブアニューギニア	ラエ港開発プロジェクト調査	900
ネパール	ガバナンス改革支援	500
ベトナム	ホーチミン市鉄道建設計画支援	1,700

(2) 貧困削減日本基金

(JFPR:Japan Fund for Poverty Reduction)

2005年度拠出 約18億円

貧困削減日本基金は、ADB開発途上加盟国における貧困対策を支援することを目的として、日本からの資金拠出により、2000年5月にADBに創設されたものである。本基金は、ADBの貧困削減への取組を側面から支援するものであり、同資金はADBにより運営・管理される。

2006年中の主な案件は以下のとおり。

国名	案件名	承認額 (千ドル)
アフガニスタン	南北回廊整備支援	20,000
モンゴル	ゲル地区におけるコミュニティの地位向上支援	1,500
キルギス	手工芸業の技術向上を通じた農村女性の生計向上プログラム	2,000
ブータン	農村地域における基礎的建築技能取得のための能力開発支援	1,990
フィリピン	南レイテ州における災害復興支援	3,000

● 日本の政府開発援助との協調実績

2006年は2,230万ドル(2005年は2,280万ドル)。

5. より詳細な情報

● 書籍等

年次報告:1年間の開発途上国援助活動をテーマ別・国別に取りまとめているほか、種々のデータが掲載されている。例年4月に発

行。ADB駐日事務所に請求することにより、無料にて入手可能(本)。また、ホームページにも掲載されている。

● ホームページ

<http://www.adb.org>

② アフリカ開発銀行(AfDB:African Development Bank)およびアフリカ開発基金(AfDF:African Development Fund)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

AfDBは1964年にアフリカ諸国のみにより設立された。その後、域外国への開放を受け、日本は1983年に加盟した。

一方、AfDFは1973年に設立され、日本は原加盟国である。

● 経緯・目的

AfDBは、アフリカ地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された(本部は、コートジボワール・アビジャン。ただし、2003年以来、チュニジア・チュニスに暫定的に移転)。2007年5月末現在で77か国が加盟している。アフリカの全53か国、また域外から24か国が加盟している。

AfDFは、IBRDに対するIDAに相当しており、AfDBが準商業ベースで貸付けを行っているのに対し、AfDFはそうした条件での借入れが困難な国に対して、より緩和された条件で融資を行うとともに、債務が持続可能でないと認められる国に対しては、無償資金による協力を行っている。2007年5月末現在、26か国(域外国25か国および南アフリカ共和国(未批准))およびAfDBが加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①域内加盟国に対する資金の貸付け、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等一である。

AfDBは、各種格付会社から最高の格付(AAA)を受けた機関として、先進国政府および世界銀行等類似的国際開発金融機関とほぼ同一の条件で国際資本

市場から資金を調達し、域内加盟国に転貸している。これに対してAfDFは、ドナーによる出資金および貸付先国からの元利返済金等をもって、新規の融資・無償資金の供与を行っている。

2006年末現在、AfDBの資本金は327億ドル、AfDFの資本金は229億ドルとなっている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、AfDB(AfDF)はモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

AfDBの資金供与は、政府保証を付して行われる公的セクター部門と、政府保証を付さずに地方公共団体や公的企業・民間企業に対して行われる民間セクター部門とに大別される。一方、AfDFの資金供与は、すべて政府保証付で行われている。

2006年の融資総額は承認ベースで、AfDBが15億7,000万ドル、AfDFが23億2,000万ドル、2005年はAfDBが12億4,000万ドル、AfDFが20億3,000万ドルである。

両機関は、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)への協力や、農村部の上下水道の整備・改善を基幹プロジェクトとして掲げ、貧困削減を推進している。また、拡大重債務貧困国(HIPC)イニシアティブの下、サブ・サハラ・アフリカに集中する債務問題の救済にも積極的に取り組んでいる。

● 主要な事業

融資全体額における部門別比率(2006年)で見ると、農業部門が10.4%、財政部門が21.5%、社会部門が10.6%、エネルギー部門が7.2%、上下水道部門が9.9%、運輸部門が20.1%、多目的部門が17.9%等となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、AfDBにおける融資承認等の日常業務の意思決定は18人の理事(域内12人、域外6人)からなる理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員655名のうち日本人職員1名(2006年末現在)。

● 日本の財政負担

AfDBの資本金327億ドル相当額のうち、日本の出資額は18億ドル相当額(シェア5.5%)であり、域外国中第2位。また、AfDFの資本金229億ドル相当額のうち、日本の拠出額は29億1,000万ドル相当額(シェア12.7%)であり、第2位である(なお、原公表金額単位はUA(2006年1UA=1.504400ドル))。

● 日本の信託基金への拠出状況

2005年度拠出 約1億9,000万円

2006年度拠出 約2億円

用途:以下の2項目を中心にAfDBと日本との関係強化を図ることを通じ、アフリカ諸国の貧困削減を促進することを目的としている。

- ① 一国の総合的・中期的な開発戦略を示し、援助協調を行うための中心的な道具として位置付けられる「貧困削減戦略文書(PRSP)」の策定に対す

る支援

- ② 重債務貧困諸国(HIPCs)を中心とするAfDF適格国に対するキャパシティ・ビルディングや政策アドバイスの提供

なお、これまでに約21億3,000万円の拠出をしており、2006年度における支援案件は以下の4件である。

国名	案件名	承認額 (千ドル)
サントメプリンシペ	PRSP支援	498
中央アフリカ	PRSP支援	347
地域	南部アフリカ地域開発金融機関リスク管理	218
モーリタニア	PRSP支援	741

5. より詳細な情報

● 書籍等

- 年次報告:1年間の業務内容を国別・課題別にとりまとめているほか、域内加盟国のデータを掲載している。例年、年次総会にあわせて5月に発行され、ホームページにも掲載されている。

- アフリカ開発報告(African Development Report):年次報告と対をなす文書であり、アフリカを取り巻く様々な開発上の課題について、分析が行われている。

- アフリカ経済見通し(African Economic Outlook):IMFのWorld Economic Outlookのアフリカ版として、毎年、年次報告にあわせ、OECDと共同出版。

● ホームページ

アフリカ開発銀行ホームページ

(<http://www.afdb.org>)

域内加盟国に対する支援活動に係る最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

②③ 米州開発銀行(IDB:Inter-American Development Bank)

1. 設立および日本の協力開始時期・経緯・目的

● 開始時期

IDBは1959年に設立された。日本はアジアからの唯

一の加盟国として1976年からほかの域外国とともに加盟した。

● 経緯・目的

IDBは中南米およびカリブ海地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された(本部ワシントン)。2007年5月現在47か国が加盟している。そのうち米州域から28か国(26の中南米諸国と米国およびカナダ)、また域外のメンバー国としてヨーロッパ、中東(イスラエル)、アジア(日本、韓国)から19か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概 要

IDBの主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付け、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等一である。

IDBの財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国に準商業ベースで貸付けを行うのに使用される「通常資本金(OC)」と、低所得国向けに緩和された条件で貸付けを行うのに使用される「特別業務基金(FSO)」がある。2006年末現在、OCの資本金は1,010億ドル、FSOの資本金は97億ドルとなっている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、IDBはモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

IDBは、近年域内の経済統合を促進するための支援を行うとともに、中南米およびカリブ海地域の民間部門の発展のために、民間部門のビジネス環境改善等に力を入れている。

2006年の融資総額は、OCが58億ドル、FSOが6億ドル、2005年はOCが67億ドル、FSOが4億ドルである。

● 主要な事業

融資全体額における分野別(2006年)で見ると、エネルギー、運輸・通信等の競争力強化部門が32億ドル(総額比50.0%)、保健・衛生、都市開発、教育等の社会部門が17億ドル(総額比27.1%)、金融部門改革、財政改革、地方分権、公的部門改革等の国家改革・近代

化部門が15億ドル(総額比22.9%)となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、IDBにおける融資の承認等の日常業務の意思決定は14人の理事(域内11人、域外3人)からなる理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,586名のうち日本人職員18名(2006年末現在)。

● 財政負担

通常資本金(応募ベース)1,010億ドルのうち、日本の出資額は51億ドル(シェア5.0%)であり、域外国中第1位。また、特別業務基金97億ドルのうち日本の拠出額は5.8億ドル(シェア5.9%)であり、域外国中第1位である。

● 日本の信託基金への拠出状況

2005年度拠出 約14億円

2006年度拠出 約13億円

用途:

- ① プロジェクトの案件発掘や事業化のための事前調査などプロジェクトの案件形成に対する支援
- ② 開発途上国政府の制度の企画・立案等に対する政策助言の支援
- ③ 開発途上国政府職員等を対象とした研修プログラムの実施など人材育成活動の支援、日本の人的貢献を支援

なお、2006年において日本特別業務基金による支援は27件(承認ベース)であり、主なものを列記すれば以下のとおりである。

国 名	案 件 名	承認額 (千ドル)
チ リ	コミュニティ開発モニタリング評価支援	750
メ キ シ コ	歴史地区再生計画支援	1,320
エ ク ア ド ル	高速道路計画(地理情報システム開発)支援	750

5. より詳細な情報

● 書籍等

年次報告:1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途

上国のデータを掲載している。例年4月に発行されており、米州開発銀行本部および米州開発銀行アジア事務所にて入手が可能である。また、一部についてはホームページにも掲載されている。

● ホームページ

米州開発銀行ホームページ(<http://www.iadb.org>)
途上国支援活動にかかわる最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。また、米州開発銀行アジア事務所もホームページを開設しており(<http://www.iadb.org/japan>)、一部日本語の資料等の提供を行っている。

②④ 欧州復興開発銀行 (EBRD:European Bank for Reconstruction and Development)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

EBRDは、1991年4月に設立された。日本は1991年の設立時に加盟している。

● 経緯・目的

EBRDは、1989年のベルリンの壁崩壊等により加速化された、中東欧諸国における民主主義、市場経済への移行を支援する銀行の必要性が提唱されたことを受けて、1991年4月に設立された。2007年5月現在で61か国およびEC、欧州投資銀行(EIB)が加盟。

2. 事業の仕組み

● 概要

EBRDの主な機能は、支援対象国のプロジェクトに対する①融資、②出資、③保証、および④プロジェクトの準備・執行や投資環境整備のための技術協力である。なお、EBRDのポートフォリオの60%以上は民間部門向けでなければならない。

EBRDの財源は、加盟国の出資金(払込資本)に加え、市場からの資金調達により賄われている。

● 審査・決定プロセス

EBRDは、各国のマクロ経済調査、セクター調査、マーケット調査等の各種調査を行った上で国別戦略を策定し、支援の重点分野を決定する。その後、支援戦略との整合性、体制移行への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、民間事業者やほかの投資家、受入国政府との対話を行いつつ、具体的な支援プロジェクトを組成し、理事会においてプロジェクトの実施が決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入人が行っており、EBRDはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

EBRDの融資は市場金利ベースで実施されており、コミット総額については2005年が42億7,700万ユーロ、2006年が49億3,600万ユーロとなっている。

● 国別実績

2005年 (単位:百万ユーロ)

国名	金額	%
ロシア	1,115	26.1
ウクライナ	529	12.4
ルーマニア	500	11.7
ポーランド	340	7.9
ブルガリア	285	6.7
その他	1,508	35.2
合計	4,277	100.0

2006年 (単位:百万ユーロ)

国名	金額	%
ロシア	1,864	37.8
ウクライナ	797	16.1
セルビア	327	6.6
クロアチア	303	6.1
ポーランド	259	5.3
その他	1,387	28.1
合計	4,936	100.0

● 主要な事業

2005年

(単位:百万ユーロ)

分野別	金額	%
金融部門	1,428	33.4
エネルギー部門	741	17.3
運輸部門	668	15.6
農業部門	481	11.2
通信部門	123	2.9
その他	836	19.5
合計	4,277	100.0

2006年

(単位:百万ユーロ)

分野別	金額	%
金融部門	2,208	44.7
製造部門	715	14.5
運輸部門	529	10.7
農業部門	426	8.6
エネルギー部門	402	8.1
その他	656	13.4
合計	4,936	100.0

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の決定は23人の理事(EU諸国から11人、中東欧の受益国から4

人、その他の欧州の国から4人、および欧州の国以外の国から4人)からなる理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員685人のうち日本人職員は15人(2006年12月末現在)。

● 日本の財政負担

授權資本200億ユーロのうち、日本の出資額は約17億ユーロ(シェア8.5%)であり、米国に次いで、フランス・ドイツ・英国・イタリアと並び加盟国中第2位である。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本・欧州協力基金(1991年創設)等

2005年度拠出 約5億円

2006年度拠出 約4億円

使途:EBRDが行う技術協力等の活動支援等

5. より詳細な情報

● 書籍等

Annual Reportなど。下記のホームページにて読むことができる。

● ホームページ

<http://www.ebrd.com>

②⑤ 地球環境ファシリティ(GEF:Global Environment Facility)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1991年5月、パイロットフェーズとして発足。日本は発足時より参加している。

● 経緯・目的

1989年7月のアルシュ・サミットを受け、開発途上国の地球環境問題への取組を支援するファシリティの設立が検討され、1991年5月、1994年までのパイロットフェーズとして設立された。その後、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)での議論を受け、パイロットフェーズの経験を踏まえた改組・増資の討議が行われ、1994年3月、GEFの基本的枠組みおよび向こう4年間の資金規模が合意された(GEF-1)。さらに、1998年3月、2002年8月、2006年8月にそれ

ぞれ以降4年間の活動のための増資交渉が合意された(現在GEF-4)。

開発途上国が地球環境の保全・改善に取り組むことにより増加する費用を賄うため、原則として無償資金を供給することを目的としており、2007年12月末現在の参加国数は178か国(そのうちGEF-4拠出国は32か国)である。

2. 事業の仕組み

● 概要

実際のプロジェクトは、主に世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)の3実施機関により共同運営されており、世界銀行に信託基金を設置している。GEFの対象分野は、①気候変動対策(例:太陽

熱等のクリーンエネルギーの開発・利用)、②生物多様性の保護(例:動物保護区の制定・管理)、③国際水域汚染の防止(例:産業廃棄物汚染水処理施設)、④オゾン層の保護(例:家電製品からのフロン回収施設)、⑤土地劣化防止(例:植林)、⑥残留性有機汚染物質対策(例:水銀汚染の除去)一である。

● 審査・決定プロセス

世界銀行、UNDP、UNEPの3実施機関は相互に協力取決めを結び、資金受入国と協議の上、プロジェクトを発掘・策定し、GEF評議会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

世界銀行、UNDP、UNEPの3実施機関並びにUNIDO、ADB等の7執行機関がプロジェクトを実施している。

3. 最近の活動内容

● 概 要

設立以来、生物多様性保護、気候変動(地球温暖化防止)、国際水域汚染防止、オゾン層保護、および2002年に対象分野に追加された土地劣化防止、残留性有機汚染物質対策の6対象分野に取り組んできている。また、GEFは、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約およびストックホルム条約の資金メカニズムに指定されている。

● 地域別実績

2006年における地域別実績(プロジェクト数)は下表のとおり。

	生物多様性	気候変動	国際水域汚染	オゾン層保護	土地劣化防止	有機汚染物質	複数分野	合 計
アフリカ	7	8	3	—	7	5	12	42
ラテンアメリカ・カリブ	14	9	—	—	3	6	6	38
欧州・中央アジア	10	5	—	—	—	2	2	19
アジア	6	3	5	—	3	—	1	18
複数地域	1	—	—	—	—	—	—	1
地球規模	5	2	1	—	1	1	5	15
合 計	43	27	9	0	14	14	26	133

● 主要な事業

分野別の実績は下表のとおり。

2006年12月末現在

	金額(百万ドル)	シェア(%)
生物多様性	2,245	35.5
気候変動	2,113	33.4
国際水域汚染	873	13.8
オゾン層保護	183	2.9
土地劣化防止	180	2.8
有機汚染物質	160	2.5
複数分野	571	9.0
合 計	6,325	100.0

* パイロットフェーズからの通算。

GEFプロジェクト例

- 地球規模生物感染・汚染防止の安全管理(生物多様性分野:総費用996万ドル、GEF資金890万ドル)
- 南アフリカ:南アフリカ風力発電プログラム(気候変動分野:総費用1,086万ドル、GEF資金230万ドル)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

3年に1回開催される総会の下に半年に1回開催される評議会が設置され、実質的な意思決定機関として機能している。評議会は32代表団(先進国14、中東欧および旧ソ連諸国2、途上国16)で構成され、日本は単独で1代表団を務める。

● 邦人職員

2007年12月末現在、事務局職員49名のうち邦人職員は2名である。

● 財政負担

日本は米国に次ぐ第2位の拠出国であり、GEF-1では約457億円(拠出シェア20.5%)、GEF-2では約487億円(拠出シェア20.0%)、GEF-3では約487億円(拠出シェア17.6%)、GEF-4では約337億円(拠出シェア12.43%)を拠出している。

● 主な用途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

後発開発途上国基金(LDCF:Least Developed Countries Fund) 2006年度拠出25万ドル(LDCの気候変動に対する脆弱性と限られた適応能力に対処するために役立。)

● 日本の政府開発援助との協調実績

タイ発電公社の電力消費効率促進事業について、

現国際協力銀行(旧OECD)と協調した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

年次報告をはじめ各種情報は、GEFのホームページからダウンロードできる。

● ホームページ

<http://www.gefweb.org>

②6 国連薬物犯罪事務所 (UNODC:United Nations Office on Drugs and Crime)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1991年に国連薬物統制計画および犯罪防止刑事司法計画が設立され、1997年に両者が統合された。日本は、国連薬物統制計画基金に対しては1991年の設立当初から拠出を行っている。また、犯罪防止刑事司法基金に対しては、1999年から2002年までおよび2005年から2007年に拠出を行っている。

● 経緯・目的

UNODCは持続可能な開発と人間の安全を確保する観点から、不正薬物、犯罪、国際テロの問題に包括的に取り組むことを目的とする。

薬物問題に専門的に取り組むため、国連薬物統制計画(UNDCP: United Nations International Drug Control Programme)が、1990年国連総会決議45/179に基づき設置された。また、国際犯罪に対応するため、犯罪防止刑事司法計画(CPCJP: Crime Prevention and Criminal Justice Programme)が、1991年国連総会決議46/152に基づき設置され、国連犯罪防止刑事司法部がその実施を担当していた。1997年、国連犯罪防止センター(CICP: Centre for International Crime Prevention)が事務総長報告A/51/950に基づき設置され、CICPがCPCJPの実施を担当することになった。同年、相互に関連する不正薬物、犯罪、国際テロに包括的に対応するため、UNDCPおよびCICPを包含する組織として1997年事務総長報告書A/51/950に基づき国連薬物統制犯罪防止オフィス(UNODCCP: United Nations Office for Drug Control and Crime

Prevention)を設置し、2002年、現在の国連薬物犯罪事務所(UNODC:United Nations Office on Drugs and Crime)に改称し、それに伴い組織としてのUNDCPおよびCICPもUNODCに統合された。なお1999年には、国際テロへの対応を強化するため、テロ防止部(Terrorist Prevention Branch)が設置されている。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な事業は、①政策および事業決定過程に資するため、不正薬物および犯罪に関する調査・分析を行うこと、②国連加盟国の不正薬物、犯罪、テロに関する各条約の締結・実施および国内法整備を支援すること、③国連加盟国に対し、不正薬物、犯罪、テロ対策における能力向上のための技術協力を提供すること—の3つである。また、UNODCは、国連麻薬委員会、国連犯罪防止刑事司法委員会および国際麻薬統制委員会の各委員会、および国際組織犯罪防止条約と国連腐敗防止条約の事務局機能を果たしている。

● 審査・決定プロセス

UNODCは、薬物対策実施のための国連薬物統制計画(UNDCP)基金および犯罪・テロ対策実施のための犯罪防止刑事司法基金(CPCJF: Criminal Prevention and Criminal Justice Fund)の2つの基金を有する。基金の用途等については、国連の監査を受けるとともに、各々国連麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会の会期間会合において審議され、各委員会の本会議で正式に決定される。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

(1) 薬物

国連薬物統制計画基金の2004～2005年における技術協力事業の分野別内訳は、薬物乱用防止約1,700万ドル(18%)、代替開発約2,200万ドル(23%)、HIV/エイズ対策約1,500万ドル(15%)、不正取引取締り約4,300万ドル(43%)、政策支援約150万ドル(1%)等となっている。

(2) 犯罪防止・刑事司法

犯罪防止および刑事司法を任務とし、各国の国際組織犯罪防止条約および関連議定書や国連腐敗防止条約等の締結・実施を支援し、また「司法の独立」、「証人の保護」、「被害者問題」、「拘束者の処遇」等に関する基準・規範の普及や国際協力促進に努めている。

特に、腐敗、組織犯罪、人身取引に対する各グローバル・プログラム、およびテロ防止部を通じて、法の支配の強化や安定した刑事司法制度の促進など、国際組織犯罪の脅威との闘いに取り組んでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、国連麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会のメンバー国として、また、主要抛出国として、長年にわたりUNODCの政策決定に参画しており、日本の発言は上記両委員会および主要抛出国会合等における審議・決定に反映されている。また、コスタUNODC事務局長は2006年、2007年に訪日し、関係省庁等との意見交換を行った。

● 邦人職員

2007年4月現在、邦人職員数は9名である。

● 日本の抛出国

薬物統制計画基金に対する日本の抛出国は、2005年は約250万ドル(全体に占める割合3.0%)で世界第5位、2006年は約220万ドル(2.3%)で11位となっている。

犯罪防止刑事司法基金に対しては、2003年以降抛出国を行っていなかった(2001年は20万ドル、2002年は9万4,000ドルを抛出国)が、2006年に約2万3,000ドルを抛出国した。また、同基金の中に設立されているグローバル・テロ対策プログラム(Global Program against

Terrorism)に対しては、2007年度予算から4万6,000ドルを抛出国し、インドネシアのテロ対策法制技術支援に充当している。

● 日本の抛出国の活用状況

日本は、薬物問題が各国の社会的経済的發展を阻害する要因となっており、また、不正薬物の国外からの流入が日本においても大きな問題の1つとなっているとの認識から、東南アジア地域を中心に、UNODCの薬物対策における活動を積極的に支援してきている。これまで日本は、東南アジア(タイ、ラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、中国)国境における不正薬物取引の取締強化のためのプロジェクト(2006年までの抛出国額310万ドル)や、ミャンマー・ワ地区における薬物統制および代替開発プロジェクト(同398万ドル)のほか、不正薬物を製造する際に必要となる前駆化学物質の規制を行うプロジェクト(同63万ドル)、合成薬物のデータ収集を目的としたプロジェクト(同77万ドル)などを支援してきた。また、アフガニスタンやイランにおける薬物対策プロジェクトにも支援を行っている。

また、日本は、2006年に犯罪防止刑事司法基金に対して行った抛出国を通じて、UNODCの東南アジア地域における人身取引問題への取組を支援している。

● 主要抛出国一覧

薬物統制計画基金への主要抛出国

(単位:%, 千ドル)

順位	2005年			2006年		
	国名	抛出国率	抛出国額	国名	抛出国率	抛出国額
1	米 国	27.37	22,785	米 国	13.29	12,486
2	イタリア	11.44	9,522	スウェーデン	11.24	10,611
3	スウェーデン	10.42	8,673	英 国	6.20	5,855
4	英 国	5.28	4,395	イタリア	5.09	4,803
5	日 本	3.00	2,500	E C	4.69	4,422
6	オーストラリア	2.78	2,317	オランダ	4.05	3,826
7	フランス	2.52	2,097	オーストラリア	4.05	3,821
8	デンマーク	2.13	1,771	フィンランド	3.06	2,885
9	ルクセンブルク	1.90	1,581	ノルウェー	2.69	2,535
10	ノルウェー	1.84	1,531	フランス	2.50	2,359
				日 本	2.30	2,200
	合 計	100.00	57,172	合 計	100.00	53,603

5. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.unodc.org>

②7 国際獣疫事務局 (OIE:Office International des Epizooties/World Organisation for Animal Health)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1924年1月25日発足。日本は1930年1月28日に加盟し、1949年以降、毎年5月に開催されるOIE総会に出席している。

● 経緯・目的

国際獣疫事務局は牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に加盟国28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関であり、現在172か国が加盟している(2008年1月現在)。

OIEの主な活動内容は、以下の3点である。

- ① 国際貿易上社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病の防疫のために適当と認められる動物衛生基準等を策定
- ② 世界各国における動物の伝染性疾病の発生状況や科学的知見についての情報収集・分析・提供
- ③ 動物疾病の防疫に関する技術的支援や助言
また、世界貿易機構(WTO)の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」が発効し、OIEは動物衛生や人獣共通感染症の国際基準を策定する国際機関として位置付けられ、その役割はますます増大している。

2. 機 構

OIEの組織は、事務局、国際委員会、各種委員会、ワーキンググループ、特別会合、地域代表、指定ラボラトリーから構成される。概要は以下のとおり。

● 事務局

OIEは、加盟国から構成される国際委員会の権限および管轄の下に設置されているが、日常的な運営は事務局が行う。また、年次総会に関する事務局業務、各種委員会および技術的会合の調整・とりまとめ等の業務を行う。事務局本部は、国際委員会に任命された事務局長の権限の下、フランスのパリに置かれている。

● 国際委員会(総会)

OIEの最高意志決定機関であり、最低年一回開催され(毎年5月、パリにて開催)、加盟国すべての代表

者(通常、動物衛生行政の責任者(首席獣医官)が出席)により構成されている。主要な機能は以下のとおり。

- 動物衛生分野、特に国際貿易に関する国際基準の採択
- 主要な動物疾病の防疫に関する決議案の採択
- 事務局長の任命、議長、各種委員長等の選出
- 活動の年次報告、事務局長の最終報告および年間予算の検討、承認

● 各種委員会

(a) 行政委員会

年次総会の開催されていない間、国際委員会に代わって業務を遂行し、年2回パリにおいて技術的および行政的事項を協議する。

(b) 地域委員会

各地域の国家獣医当局から出された地域特有の課題の検討および各地域内の協力活動を組織するために設置されている。アフリカ、アメリカ、アジア・極東およびオセアニア、ヨーロッパ、中東の5つの地域委員会があり、各地域の委員長等は3年ごとに総会において選任される。

(c) 専門委員会

科学的知見を活用し、動物疾病の予防・まん延防止および疫学問題の研究、国際基準の見直しや加盟国により提起された科学・技術問題の処理を行う。

- 陸生動物衛生規約委員会(コード委員会)
- 動物疾病科学委員会(科学委員会)
- 生物学的製剤委員会(ラボラトリー委員会)
- 水生動物委員会

● ワーキンググループ

野生動物疾病、動物福祉および食品安全の分野における進展を継続的に調査・検討し、科学的会合、セミナー、ワークショップや研修を通じて情報提供を行う。

● 特別会合(アドホックグループ)

特定の科学的および技術的事項を検討するため、事務局長により特別に設置される会合で、世界的な専門家の中から選定され、その報告書は国際委員会および事間委員会のガイドとして提供される。

● 地域代表

アフリカ、アメリカ、アジア・極東およびオセアニア、ヨーロッパ、中東の5つの地域に地域代表事務所を設置し、地域での動物疾病の発生状況やその推移の監視および防疫の強化を目的として、各地域に適合した各種サービスを提供する。

● 指定ラボラトリー

● リファレンス・ラボラトリー

OIEリスト疾病に関連する科学的小および技術的課題を追及するために指定される。指定された専門家は、OIEおよび加盟国に対して特定の疾病の診断および防疫に関する、科学的および技術的な助言を行う。

● コラボレーティング・センター

動物衛生に関する特定の専門分野(リスク分析、疫学など)における活動の中心的役割を担う。

3. 日本との関係

● 日本との関係

日本は、1930年1月28日に加盟し、1949年以降総会に出席している。専門委員会や各種特別会合に委員として日本人専門家が参画している。

提携ラボラトリーについては、陸生動物疾病関係のリファレンス・ラボラトリーとして、独立行政法人農業技術研究機構動物衛生研究所が牛海綿状脳症(BSE)、馬伝染性貧血および豚コレラ、北海道大学が高病原性鳥インフルエンザ、帯広畜産大学が馬ピロプラズマ病、牛バベシア病およびスーラ、酪農学園大学がエキノкокカス感染症、中央競馬会(JRA)が馬ウイルス性動脈炎で指定されている。

また、水生動物疾病関係では、独立行政法人水産総合研究センターが養殖マダライリドウイルス病(RSI)およびコイヘルペス病、北海道大学がサクラマス口部基底上皮腫症(OMV)、広島大学がウイルス性脳症お

よび網膜症(VNN)で指定されている。地域代表については、1971年以来、東京でOIE地域事務所として活動してきたが、1990年の総会においてその機能強化が決議され、アジア・太平洋地域事務所となっている。

● 邦人職員

事務局の専門職以上の邦人職員は2名(全体の約3%)である。そのほかに藤田陽偉氏(元農林水産省衛生課長、元FAO獣医・畜産部長)がアジア・太平洋地域の代表を務めており、アジア・太平洋地域の高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など越境性疾病のまん延防止、動物衛生情報システムの改善などに精力的に取り組んでいる。また、日本政府常任代表(首席獣医官:CVO)は農林水産省消費・安全局動物衛生課川島俊郎国際衛生対策室長が担当している(2008年1月現在)。

● 日本の財政負担

日本はOIEの通常予算に対し、2006年約2.2%(約11万ユーロ)、2007年約2.4%(約13万ユーロ)の分担金を負担。

● 通常分担金(上位10か国)

加盟国をその財政状況に応じてカテゴリー1から6に分類し、分担額を算出している。我が国は、フランス、アメリカ等先進国と同様第1カテゴリーの国として位置付けられている(第1カテゴリー国の分担金額は2007年13万4,175ユーロ、2006年11万1,825ユーロ、2005年10万9,725ユーロ)。

4. より詳細な情報

● ホームページ

● OIE本部 <http://www.oie.int>

● OIEアジア太平洋地域事務所
<http://www.oie-jp.org/>

⑳ 赤十字国際委員会(ICRC:International Committee of the Red Cross)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 設立時期

1863年、アンリ・デュナンらが設立した「戦傷者救済国際委員会」(五人委員会)が前身。

● 経緯・目的

ICRCは、スイス人アンリ・デュナンが紛争犠牲者の保護のための組織および条約の必要性を提唱したことを受け、1863年にジュネーブにて設立された。翌年に締結

された紛争犠牲者の保護を目的とするジュネーブ条約は、累度の拡充を経て1949年のジュネーブ諸条約(世界のほぼすべての国が締約国となっている)に至っている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

国際赤十字・赤新月運動の基本原則(人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性)にのっとり、主として以下のような紛争犠牲者の保護・救援活動を行っている。

- ① 保護(Protection):国際人道法の遵守の推進を通じた文民保護、離散家族の再会・通信支援・拘禁施設の訪問、関係当局等との対話を通じた捕虜および拘禁者の支援。
- ② 救援(Assistance):紛争犠牲者(避難民、病人・負傷者、被拘禁者等)に対する救援活動。医療支援、食糧・生活物資等の供給、水供給・衛生活動、その他の生活再建支援等。
- ③ 予防(Prevention):ジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法の普及、遵守の促進。国際人道法の発展の準備。
- ④ 各国赤十字社・赤新月社への協力:各国赤十字社・赤新月社の能力強化支援。

● 審査・決定プロセス

委員会総会(Assembly)が翌年の活動計画・予算を討議の上、承認する。

● 実施の仕組み

事業計画は委員会総会の決定を受けて実施される。ICRCの独立、中立性維持の観点から、基本的にはICRCが各国赤十字社以外の団体に委託して事業を実施することはない。

3. 最近の活動内容

● 概 要

- (1) 事業実施規模: 9億6,000万ドル (2006年)
9億1,000万ドル (2005年)
7億8,000万ドル (2004年)
- (2) 職員数および現地事務所数

93か国に276か所、11,329名(うち国際職員は1,402名)(2006年末)

● 地域別実績

(単位:千スイスフラン、%)

地 域	2006年	構成比
ア ジ ア ・ 太 平 洋	178,079	18.2
中 東 ・ 北 ア フ リ カ	148,391	15.2
ア フ リ カ	370,128	38.0
欧 州 ・ 米 州	116,023	11.9
本 部 関 係 等	163,475	16.7
合 計	976,097	100.0

4. 日本との関係

● 意思決定機構における日本の位置付け

前年に1,000万スイスフラン以上拠出した国に参加資格の与えられるドナー国会合参加国の1つとして日本は同会合にてICRCの行う支援等に関する意見を述べる。

● 邦人職員

ICRCに勤務する邦人職員は、8名(平成19年2月現在)である。

● 日本の財政負担

日本からは、積極的に資金援助を行っている。日本のICRCに対する資金拠出は、2004年は約1,050万スイスフラン、2005年は約1,360万スイスフラン、2006年は約1,650万スイスフランである(国別では第10位)。

● 主要拠出国一覧(民間援助を含む)

(単位:千スイスフラン、%)

順位	2005年度			2006年度		
	国 名	拠出額	シェア	国 名	拠出額	シェア
1	米 国	211,831	21.5	米 国	209,618	21.7
2	英 国	100,166	10.2	英 国	97,868	10.1
3	ス イ ス	92,852	9.4	ス イ ス	97,868	10.1
4	E C	90,128	9.1	E C	84,932	8.8
5	オランダ	64,809	6.6	オランダ	61,948	6.4
6	スウェーデン	49,277	5.0	スウェーデン	54,556	5.6
7	ノルウェー	35,419	3.6	ノルウェー	38,072	4.0
8	カナダ	19,483	2.0	カナダ	28,802	3.0
9	ド イ ツ	18,125	1.8	ド イ ツ	22,099	2.3
10	フランス	13,934	1.4	日 本	16,477	1.7
11	日 本	13,592	1.4			
	合 計	987,267	100.0	合 計	967,110	100.0

出典:ICRC年次報告書

5. より詳細な情報

● ホームページ

<http://www.icrc.org/>(英語)